

## 久米島の諸家家譜記事の編年

梅木, 哲人

---

(出版者 / Publisher)

法政大学沖縄文化研究所

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

沖縄文化研究

(巻 / Volume)

10

(開始ページ / Start Page)

39

(終了ページ / End Page)

118

(発行年 / Year)

1983-10-20

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00002800>

## 久米島の諸家家譜記事の編年

梅木哲人

## はじめに

沖繩本島から西方へ約九〇キロメートルの東シナ海上の一小島久米島は、おもろを生み、仲里旧記、具志川旧記を生み、文化的に貴重な遺産を残して、沖繩文化の研究上に占める位置は極めて重要なものであることが指摘されている。近年、この島の歴史的解明もすすんで来ていて、久米島における農業の発達、村落社会の変遷の面からも検討が加えられはじめている。歴史学的研究については先年の久米島総合調査の際、沖繩本島にくらべ、文書・記録の残存状態が良いことが確かめられている。<sup>(1)</sup><sup>(2)</sup>本稿は直接的には右の総合調査の成果に依拠し、歴史学的研究にとって、なお不足している史料整理という基礎作業の一つとして諸家の家譜の記事を抜き出して、年代順に並べたものである。その際、

各世の個人的な記事は省略し、事件・事柄・王府との関連を示す記事はほとんど全て抜書きした。久米島は近世「琉球王国」のいかなる一環を形成しているのかという筆者の関心を反映している面もあるが、全体として久米島社会の推移の一端がたどれるのではないかと思う。久米島の他の史料である公事帳や規模帳などの諸法令や経済関係の文書との比較研究が今後進められなければならないだろう。なお、記事の前に久米島における家譜の成立や問題点その他についていくつか述べてみたい。

### 一 久米島の家譜について

久米島の家譜については、先の総合調査の際諸家の家譜が収集され、その目録・書誌も作成された。<sup>(3)</sup>ここでは重複を避けて使用した家譜名を挙げるだけにしたい。

使用したのは次の諸家譜である。

#### ○具志川間切

- 『美濟姓家譜』
- 『元祖由米記』(巫馬姓家譜)
- 『和州氏家譜』
- 『叔仲氏家譜』
- 『太史氏家譜』(小宗昌興)

- 『太史氏家譜』(小宗昌隆)
- 『太史氏家譜』(小宗昌屋)
- 『太史氏家譜系図支流』(小宗昌篁)

#### ○仲里間切

- 『公孫姓家譜』
- 『比嘉氏家譜 紀録』
- 『仲長氏家譜』

これらの家譜の中で、『比嘉氏家譜 紀録』については書誌的紹介はなされていないので、知りうるかぎりで述べておきたい。但し披見しえたものは電子複写による複製本である。本家譜は『比嘉氏家譜 紀録』と題しているが、四つの部分から成っている。一つは「比嘉氏家譜」であり、これは三代比嘉親雲上智久、四代比嘉筑登之知義、六代宇江親雲上周弥、七代謝名堂筑登之周意のそれぞれの事蹟を記している。これに続いて、「小宗五代宇江城親雲上周文」の部分があり、五代に続いて六代前与座親雲上、七代宇江城親雲上、八代宇江城親雲上のことが記されている。さらにこの次に「大宗仲長氏世系図」がある。これは元祖首里大屋子平良筑登之親雲上を一世とする世系図と「仲長氏家譜 紀録」から成る。家譜は元祖、二世首里大屋子平良筑登之、三世宇根親雲上、四世与座親雲上標樹、

五世宇江城親雲上標數、六世与座親雲上周房、七世宇江城親雲上周忍の各事蹟が記されている。最後に「家内日記ニ相見得候」という見出しで各年次の記事が記されているが、この部分には興味ある内容を含んだものが多い。これらの四つの部分が、それぞれどのような関連をもつて一つにまとまっているのか調査不十分で明らかにしえない。しかしこの家譜自体は後世の転写本であることは、不明な文字を□で表わしていることから分るのであるが、転写の時期は不明である。

## 二 久米島における家譜の成立

久米島における家譜の成立については、既に東喜望氏によって明らかにされている<sup>(4)</sup>。氏は『美濟姓家譜』と『久米具志川間切系図録帳』を用い、「久米島両間切で修譜の議がおこったのは一七五八年六月頃で、翌七月在番を経て久米島管轄の御物奉行へ申請、認可を得て同年十月には修譜の規準を定め、のちその作業にとりかかっている。そして翌々年、具志川間切では完成した前掲十八冊の家譜と地書を首里大屋子に届出したことになる」と述べておられる。成立の時期についてはこのとおりである。したがってここでは視点をかえて久米島における家譜編集の問題性といったことに関して述べてみたい。

久米島内部で、どのような経緯で家譜編集の議がおこったのかについては不明である。しかし家譜作成を王府に正式に申出た時の「口上覚」は見ることが出来る。これについては『具志川間切系図目録帳』によって東氏が大意を紹介しておられる。しかしこの「口上覚」は末尾の部分が失われていて

十全なものではない。幸いほぼ同文の「口上覚」が『比嘉氏家譜 紀録』の中に記載されているので全文を紹介しておきたい。

### 口上覚

乍恐申上候、当嶋之儀往古々諸役人被召立、御兩國肝要成御用物相調、其上遠海之処、毎度往還諸御用相弁候<sup>ニ</sup>而役々別<sup>ニ</sup>而苦勞仕候故、地下御間切<sup>方</sup>者格別之御取分を以地頭代又ハ夫地頭兩人完役被仰付、殊掟目差上□役儀為持功勞次第御見合之上筑登座敷御位迄昇進被仰付、重疊雖有次第奉存候、然処系図家譜無之□付<sup>ニ</sup>而子孫代数を経候得<sup>者</sup>先祖致忘却、□<sup>(本志カ)</sup>外戚之親族<sup>茂</sup>猶以致忘行、剩蒙御高恩候官爵を<sup>茂</sup>忘却仕候儀、何共残念至極歎ケ敷次第難止儀奉存候、依之頼申上候儀其恐不□<sup>(少)</sup>奉存候得共、件之次第別条被思召上何卒系図家譜仕立候儀御有免被成下度奉願候、此旨宣様御取成可被下儀奉願候、以上

さて、この「口上覚」は乾隆二十三年（一七五八）に出されたものであるが、「然処系図家譜無之云云」の部分は、すでに雍正九年（一七二九）に両先島の家譜編集の際評定所・御物奉行から出された「覚」の第一条の文面とほとんど同じである。<sup>(6)</sup>久米島の家譜編集は両先島の家譜編集を先例としておこったものであることは明らかである。両先島の修譜に際しては、氏名は二字氏とすることや、在番人、士流人、おいか人の子供の身分についての規定があり、先島における新たな家譜編集を機として

首里王府を中心とする既存の身分秩序が混乱することを王府としては恐れていたようであるが、久米島の場合も同様であったようである。「比嘉氏家譜 紀錄」にはこの「口上覚」に引き続いて、「僉議」というのがある。これは王府評定所の「僉議」であろうが、これがどのような経路を経て本家譜に記録されたのか不明であるが、貴重な記録なのでこれも全文を紹介しておきたい。

#### 僉議

久米島役と之者□系図無之故子孫代数を経□先祖合忘却、本家外戚之親族者□以致忘行、剩御高恩之官爵□及忘却候儀別而□何共難禁止仕合御座候条、系図家譜仕立候儀御免被仰付度旨、さばかり中願書ニ在番人・両惣地頭次書を以被申出趣有之候、依之吟味被仰付□処□江者見立相替候付愚慮之□左条ニ申上候、

一、先嶋之儀も専右之趣を以願候付、雍正七百年御物奉行吟味之趣有之、系図家譜仕立候儀御免被仰付置候、諸□郷江此例を作、願出候者彌御乱□御座候而差支候儀者有之間敷由被申上置候

一、久米嶋之儀、綿子袖備後其外之産物有之、前々出物御用、御蔵御用并諸士所望物等被仰付、肝要成御用係有之所候故、別而御用多有之、其上遠海之所毎度往還旁に難儀之勤、格別之御配分を以々々間切ニ地頭代夫地頭兩人完一定役被仰付、且又掟目差役迄も功勞御見合之上役儀乍持筑登之座敷位を頂戴仕候□蒙御免置候

一、右嶋之儀、地下間切とは相替、役と之者共別而苦勞仕候御配分を以件之通段と難有被仰付置候

御高恩、又者先祖之□筋等相記、子と孫と江無□絶相伝、猶又忠儀孝行之勤相励申度旨して心底格別之願立ニ候得者、何ぞ差当支候訳無之上者、右之願望御達□被成下筋ニ可□被仰付候間、彌先嶋例を以願出之通系図家譜自分ニ相仕立、御頼御免被仰付度奉存候、たとひ此例を□諸在郷方願出□御達被下候而何ぞ差支候訳無之由雍正七百年御物奉行吟味之趣幾重ニ同意奉存候

一、筆算稽古之儀奉公人之子共ニ限其素立仕事ニ、生無之人と之財力次第百姓之子共ニ筆算願之者、所□役人ニ付而申出候得者、大さはくり中ニ氣量見合之上間切中筆算人之多少相考、在番方江申出、両惣地頭承届差出、御□何そ処締之筋ニ被相見得不申、尤奉公人子共之内ニ筆算素立不罷成者在ハ百姓に為成申候

右有米候通格式相改□不申候得者願書之通御免被仰付候而何ぞ差支候儀無之積候間、願書筋御取揚被遊可然と奉存候、乍然何分ニ御賢慮次第被仰付度、此□奉仰御差図候、以上

やや意味のとりにくいところもあるが、基本は両先嶋之例にならって系図家譜を自分で作成するのであれば何の差支えもないということである。これは他間切諸在郷より同様の願出があった場合も同様に差支えがないことを確認した上でのことであった。家譜と、「琉球王国」の身分制の関係を、王府はいかに重視していたかの一証にもなる。逆にいえば久米島の家譜は自分仕立のもので、王府の系図座のものとは明確な一線が引かれていたといえよう。ただ両間切内においては奉公人階級を王府の權威に近付ける媒介的な機能は果たしていたであろう。奉公人階級の身分意識が反映しているとみる

ことも出来よう。

### 三 家譜記事の問題点

久米島の家譜は本来先祖の事蹟を後世に伝え、かつ親族のまとまりを確認するものとして作成するということであつたが、もともと王府を中心とする身分秩序の表現としての沖繩本島の家譜のイメージが付いて作成されたため、王府との関係、地方政治における功績などさまざまな内容が書き込まれるに至っている。したがってその記事は歴史史料として貴重である。しかし家譜という体裁が、久米島の場合かなりルーズな面があり、史料としての使用には慎重さを要しよう。ここではそのような家譜記事の問題点を示す例を二つだけ挙げておきたい。一つは康熙三十七年の記事に挙げた『元祖由米記』の「頭数御改=付云々」という記事である。これと全く同文が康熙三十八年の『太史氏家譜』(小宗昌儀)の記事にある。もう一つは康熙四十年の『公孫姓家譜』にある御蔵が始めて瓦葺になつたという記事である。『比嘉氏家譜 紀録』では同四十一年の記事としてこのことが出ている。同じ事柄についての年代が前後しているわけであるが、同様なことが他にもあるかもしれないという不安感を抱かせる。先にも述べたように久米島において家譜がどのような経緯で家譜研究が発議され、家譜がどのような方法で作成されたのかについては明らかでない。従つてこのような記事の異同についてはその原因はつかみにくい。出来るだけ他の史料と比較してみる必要がある。

### 四 家譜記事における地方役人の昇進及び上国

家譜の性格上記事の中で最も中心になるべきものは先祖各世の事蹟であらう。ところがこれは各世の個人的事柄であり、久米島の歴史を端的に示す部分とはいえない。そのためここでの記事編年ではほとんど取りあげていない。しかしこのような各世の個人的事蹟も取りあげ方によっては一つの歴史を示す事実となる。ここでは記事編年を補う意味で、三人の例についての事蹟をまとめてみた(表一参照)。三人とは美済姓六世智意、巫馬姓五世教満、太史氏(小宗昌興)六世昌喬である。この三人はともに康熙年間(順に言えば、十五年、十八年、三十年)の生まれである。家譜は乾隆二十三年に作成されるのであるから、その時点では一代前の当主として強い印象を残していた筈である。そのせいか三人とも記事は豊富である。また、三人は前後して具志川間切の地頭代を勤めた人物でもある。

表一 美済姓六世智意 上江洲親雲上 康熙十五年生

[美済姓家譜]

年	月	年齢	事蹟
康熙二十九	五	十四	中城御殿外城役・赤頭頂戴
三十四	正	十九	同御殿錢御物座相付役
三十六		二十一	同御殿御進物方筆者役

年	月	年齢	事蹟
康熙二十四		十六	嶋文字役
三十五・十		十七	御用延宰領上國
三十六・二		十八	上納米宰領上國
三十七・二		十九	上納米宰領上國
〃 六			日用錢宰領上國
〃 〃			脇文字役
三十九・五		二十一	御用袖綿子宰領上國
四十一・五		二十三	御用袖綿子宰領上國
〃 八			大文字役
〃 〃			御用物宰領上國
四十四・九		二十六	上納米宰領上國
四十五・五		二十七	御用袖綿子宰領上國

巫馬姓五世教満 大田親雲上 康熙十八年生

〔元祖由来記〕

四・三	五十	御用袖綿子宰領上國
五・三	五十一	御用袖綿子宰領上國
七・十二	五十三	未進日用錢首尾方上國
〃 〃		病氣ニ付地頭代役退役、夫地頭は勤める死去、五拾七
十・二	五十六	

康熙三十六	二十一	同御殿御茶湯庫理役
四十・二	二十五	浜川掟役
〃 七	二十七	定納米井御用延宰領上國
四十二・二		聞得大君・中城王子御両所様江上候公館宰領上國
〃 十一		渡唐船走通候飛船使上國
四十四・六	二十九	上納米井色々御用物宰領上國
〃 十一		大掟役
四十五	三十	君南風御渡海ニ相付上國
四十七・五	三十二	御用袖綿子井蘇鉄かぶ宰領上國
四十九・二	三十四	首里大屋子役
〃 三		御公義御借米宰領上國、黄八巻頂戴
〃 六		掃唐船管固上國
五十・正	三十五	上江洲夫地頭職
五十三・正	三十八	夫地頭職掛而惣耕作当
〃 八		御用袖綿子宰領上國
〃 〃		勢頭座敷
五十七	四十二	夫地頭職掛而小横目役
五十八	四十三	上掾御冠位御祝儀上國
五十九	四十四	伊江親方様三司官御祝儀
六十一・五	四十六	御用袖綿子宰領上國
雍正 元・十	四十七	聞得大君崩御、君南風に相付上國
四	五十	地頭代役

年	月	年齢	事蹟
康熙四十六	五十三	十六	読谷山御殿外城小赤頭役
雍正	六十一・八	二十六	中城御殿外城役
	元・九	三十四	仲村渠掟役
	三・十	三十五	上納米井御用物宰領
	五・三	三十七	上納米宰領
	六・五	三十九	御用物宰領
	七・四	四十	日用銭仕繰宰領
	八	四十一	病氣に付掟役退役
乾隆	十・四	四十二	西平親方様御奉公
	十一・五	四十四	大掟役
	十二・五	四十五	御用物宰領
	〃九	四十六	御用物宰領
	十三・六	四十七	御用物宰領
	一・六	四十八	山里夫地頭職江御繰替
	二・正	四十九	御用物宰領上国
	四・五	五十一	御用物宰領上国
	〃八		御用物宰領上国

太史氏六世昌喬 山里親雲上 康熙三十年生

〔太史氏家譜・小宗昌興〕

康熙四十六・七	〃	二十八	上納米宰領上国
			仲村渠掟
四十七・六		二十九	上納米宰領上国
四十八・七		三十	尚貞王薨御上国
四十九・二		三十一	綿子不出来御断上国
五十・七		三十二	綿唐船案内上国
五十二		三十三	頭数御改手札宰領上国
五十三・六		三十四	赤頭
五十五・五		三十五	御用物宰領上国
五十六・八		三十七	御用物宰領上国
五十七・五		三十八	上納米御用薙宰領上国
〃八		三十九	御用物宰領上国
五十九・五		四十一	大掟役
六十・二		四十二	御用物宰領上国
〃			首里大屋子役
六十一・八		四十三	頭数御改手札宰領上国
雍正	元・十	四十四	大田夫地頭職
	三	四十六	聞得大君薨御君南風上国
	六・二	四十九	上木当兼務小横目
	九・五	五十二	日用銭滞年延の断上国
	十・七	五十三	御用物宰領上国
十二・六		五十五	地頭代役
			地頭代役夫地頭職退役



乾隆 五・十一	五十二	御用筋に付上国
七	五十四	病氣に付地頭代役退役
九・九	五十六	夫地頭職年季管合退役

三人の地方役人としての昇進の道筋をみてみると、智意は十四歳から二十一歳まで那覇の中城御殿（惣地頭）での奉公をし、二十五歳で掟となり、二十九歳で大掟となり、三十四歳で首里大屋子、三十五歳で夫地頭、五十歳で地頭代になっている。教滴の場合は十六歳から二十三歳にかけて文子役になっている。文子も嶋文子、脇文子、大文子の順序を踏襲している、これ以後の昇進は年齢は違っているが、昌番の場合昇進が早かったようである。これらによると久米島の奉公人階級は、先ず御殿奉公又は文子役があり、それから掟をふり出しに大掟、首里大屋子、夫地頭、地頭代といったように地方役人の道をたどったことが分る。

次に各人は種々の用事で上国しているが、上国とは沖縄本島の那覇・首里に行くことである。『仲里村誌』に「シンメーセロー」（新米宰領）、「グイフセイロー」（御用布宰領）、「ウシーブセイロー」（御歳暮宰領）という地方役人の「宰領旅」が紹介されているが、三人の上国はこの「宰領旅」である。首里・那覇の士族にとって旅役というのは王府への重要な奉公であり、その人の勲功とされているのであるが、久米島でもその形を踏襲しているわけである。

「宰領旅」は形式も時期も大体定まっていたようである。上納米の場合六・七・八・九月の例がある。御用袖綿子は三・五月が多い。御用蒔は七・十月の例がある。船の大きさ、同時に上国する人数などの問題もあるが、ここでは触れない。

## 五 久米島の地頭・在番・検者

久米島の両惣地頭のことや在番・検者の派遣については、本来王府の任命するものであるから王府の方の文書にその一覧があった筈であるが、残念ながら今のところそのような文書の所在を知らない。「琉球王国」における久米島の位置づけをする上では欠かせない基本的事項であるが、これまで研究作成された例も知られてない。史料的に困難さともなうことでもあるわけであるが、ここでは家譜の記事から拾って一応一覧表を作ってみた（表二参照）。完全なものでないが、とりあえず一つの試みとして示しておきたい。ところで、久米島は本島諸間切と違い両惣地頭の他に在番が任命されている。『久米具志川間切規模帳』によると、両惣地頭は間切の全体的なこと、とくに間切役人の人事のことを掌り、在番は本来「異国方」のことを任務とした。しかし久米島は海路遠く両惣地頭の下知が届かないので「上納方」その他、もともと両惣地頭の職分に当る分も在番が引き受けることになっている。また、検者は間切の疲弊が甚だしい時に王府から直接派遣された。王府の間切支配についてのこのような両惣地頭・在番・検者のかかわり方については、なお研究を要するところであらう。

表二 久米島両間切の地頭・在番・検者

	地頭	在番	検者他
順治十四 同十八	中城親方〔美濟〕 一六五七 一六六一		照屋筑登之親雲上〔美濟〕 当間親雲上〔美濟〕
康熙四	惣・西原親方〔美濟〕 一六六五		謝名堂親雲上〔美濟〕
同五	惣・西原親方〔昌儀〕 一六六六		
同六	北谷御殿〔美濟〕 一六六七		
同八	北谷御殿〔元祖〕〔昌儀〕 一六六九		
同十	北谷御殿〔美濟〕 一六七一		
同十二	惣・西平親雲上〔昌儀〕 一六七三		
同十三	北谷王子〔美濟〕 一六七四		
同二十二	惣・西平親雲上〔美濟〕 一六八三		物奉・嵩原親雲上〔比嘉〕 高奉・仲地親雲上〔比嘉〕 検・嵩原親方〔美濟〕
同二十九	中城御殿〔美濟〕 一六九〇		
同三十三	中城御殿〔和州〕 一六九一		
同四十一	中城王子〔和州〕 一七〇二		
同四十六	中城御殿〔公孫〕 一七〇七		
同四十八	中城御殿〔昌儀〕 一七〇九		

同五十二	惣・伊江親方〔和州〕 一七二三	源河親雲上朝忠〔公孫〕 宜野座親雲上〔昌儀〕 源河親雲上〔美濟〕	
同五十三	一七二四		
同五十八	一七一九		
同五十九	一七二〇		
同六十一	一七二二		
雍正一	一七二三		
同三	一七二五		
同四	一七二六		
同五	一七二七		
同六	一七二八		
同七	一七二九		
同八	一七三〇		
同十	一七三二		
同十二	一七三四		
同十三	一七三五		
乾隆二	一七三七		

  

惣・西平親方〔美濟〕	久志里子親雲上〔元祖〕
野国御殿〔元祖〕	瑞慶寛親雲上〔美濟〕
野国御殿〔昌儀〕	瑞慶寛親雲上〔美濟〕
惣・西平親方〔昌興〕	瑞慶寛親雲上安殿〔公孫〕
野国王子〔美濟〕	安次嶺親雲上〔美濟〕
西平親方〔美濟〕	

同 三十三	同 四十三	同 四十五	同 四十七	同 四十九	同 五十	同 五十一	同 五十二	同 五十四	同 五十八	同 五十九	同 嘉慶一	同 二	同 五	道 光七	同 十七	同 三十				
一七七八	一七八〇	一七八二	一七八四	一七八五	一七八六	一七八七	一七八九	一七九三	一七九四	一七九六	一七九七	一八〇〇	一八二七	一八三七	一八五〇					
物奉・長堂親雲上〔元祖〕	物奉・諸見里筑親雲上〔比嘉〕	取奉・諸見里筑親雲上〔比嘉〕	佐渡山里子親雲上〔元祖〕	名城筑親雲上	物奉・長堂親雲上〔元祖〕	物奉・長堂親雲上〔元祖〕	物奉・長堂親雲上〔元祖〕	物奉・長堂親雲上〔元祖〕	物奉・長堂親雲上〔元祖〕	物奉・長堂親雲上〔元祖〕	物奉・長堂親雲上〔元祖〕	物奉・長堂親雲上〔元祖〕	物奉・長堂親雲上〔元祖〕	物奉・長堂親雲上〔元祖〕	物奉・長堂親雲上〔元祖〕	物奉・長堂親雲上〔元祖〕				
山本筑登之親雲上〔元祖〕	佐渡山親雲上〔比嘉〕	永村親雲上〔元祖〕	渡具知親雲上〔元祖〕	仲里里子親雲上〔元祖〕	喜舍場里子親雲上〔元祖〕	兼城里子親雲上〔元祖〕	兼城里子親親上〔元祖〕	兼城里子親雲上〔元祖〕	安室親雲上〔元祖〕	玻名城親雲上〔元祖〕	翁長里子親雲上〔元祖〕	安室親雲上〔元祖〕	翁長里子親雲上〔元祖〕	翁長里子親雲上〔元祖〕	大山親雲上〔元祖〕	兼本筑親雲上〔美濟〕	兼城里子親雲上〔元祖〕	和宇慶親雲上〔美濟〕	古在番・与那城里子親雲上〔美濟〕	知念里子親雲上〔美濟〕
知念里子親雲上〔美濟〕	知念里子親雲上〔美濟〕	知念里子親雲上〔美濟〕	知念里子親雲上〔美濟〕	知念里子親雲上〔美濟〕	知念里子親雲上〔美濟〕	知念里子親雲上〔美濟〕	知念里子親雲上〔美濟〕	知念里子親雲上〔美濟〕	知念里子親雲上〔美濟〕	知念里子親雲上〔美濟〕	知念里子親雲上〔美濟〕	知念里子親雲上〔美濟〕	知念里子親雲上〔美濟〕	知念里子親雲上〔美濟〕	知念里子親雲上〔美濟〕	知念里子親雲上〔美濟〕	知念里子親雲上〔美濟〕	知念里子親雲上〔美濟〕	知念里子親雲上〔美濟〕	知念里子親雲上〔美濟〕

同 三十六	同 三十四	同 三十一	同 二十八	同 二十四	同 二十三	同 二十一	同 十五	同 十四	同 十三	同 十一	同 十	同 四	同 五	同 九	乾 隆三
一七七一	一七六九	一七六六	一七六三	一七五九	一七五八	一七五〇	一七四九	一七四八	一七四六	一七四五	一七四三	一七三九	一七三〇	一七四四	一七三八
中城御殿〔美濟〕	中城御殿〔美濟〕	中城御殿〔美濟〕	中城御殿〔美濟〕	中城御殿〔美濟〕	中城御殿〔美濟〕	中城御殿〔美濟〕	中城御殿〔美濟〕	中城御殿〔美濟〕	中城御殿〔美濟〕	中城御殿〔美濟〕	中城御殿〔美濟〕	中城御殿〔美濟〕	中城御殿〔美濟〕	中城御殿〔美濟〕	中城御殿〔美濟〕
松田親雲上〔美濟〕	松田親雲上〔美濟〕	松田親雲上〔美濟〕	松田親雲上〔美濟〕	松田親雲上〔美濟〕	松田親雲上〔美濟〕	松田親雲上〔美濟〕	松田親雲上〔美濟〕	松田親雲上〔美濟〕	松田親雲上〔美濟〕	松田親雲上〔美濟〕	松田親雲上〔美濟〕	松田親雲上〔美濟〕	松田親雲上〔美濟〕	松田親雲上〔美濟〕	松田親雲上〔美濟〕
高宮城親雲上〔比嘉〕	高宮城親雲上〔比嘉〕	高宮城親雲上〔比嘉〕	高宮城親雲上〔比嘉〕	高宮城親雲上〔比嘉〕	高宮城親雲上〔比嘉〕	高宮城親雲上〔比嘉〕	高宮城親雲上〔比嘉〕	高宮城親雲上〔比嘉〕	高宮城親雲上〔比嘉〕	高宮城親雲上〔比嘉〕	高宮城親雲上〔比嘉〕	高宮城親雲上〔比嘉〕	高宮城親雲上〔比嘉〕	高宮城親雲上〔比嘉〕	高宮城親雲上〔比嘉〕

同 一	一八五一	知念里子親雲上〔美濟〕	
同 四	一八五四	知念里子親雲上〔美濟〕	
同 六	一七五六	外間親雲上〔美濟〕	取納・松山里子親雲上〔美濟〕
同 七	一八五七	外間親雲上〔美濟〕	高所・松川里子親雲上〔美濟〕
同治 三	一八六四	新城親雲上〔美濟〕	
同 四	一八六五	豊村親雲上〔美濟〕	
同 六	一八六七	喜久里里子親雲上〔美濟〕	

六 記事にみる久米島社会

家譜記事をならべてみると全体として久米島社会の推移がある程度たどれる。ここでは特に目立った事柄として、飢饉・間切疲弊のことと田島の支配のことについて触れておきたい。

家譜記事は近世期を万遍なくカバーしているわけではないので、必ずしも正確を期し難いが、記載された飢饉・疲弊の記事をたどると、久米島の特に困難であった時期として、康熙年間末（十八世紀初頭）、乾隆年間末（十八世紀末）、道光年間末（十九世紀中頃以後）といった時期があげられる。先ず康熙年間末の疲弊については、同四十八年に飢饉の記事があり、これ以後四十九、五十二、五十三年と引き続き飢饉の記事がある。この時「御公儀御手迫ニ付而穀物借上云々」ということがあったのであるが、飢饉は久米島だけのことではなかったであろう。次に乾隆年間末の疲弊であるが、この

時は疫病の流行と天災が重なり、人口が激減するような痛手を与えているのであるが、この疫病の流行は、乾隆三十六年にあった宮古・八重山の天津波のあとであり、宮古・八重山に蔓延した疫病が久米島にも入って来たためのものである。而先島でもこの時から二、三十年間もその影響が残っていたというが、久米島の場合も同様で、大風や長旱が重なりなかなか立直ることが出来なかつたようである。嘉慶年間の記事が少ないので、何ともいえないが、道光年間末にはまた飢饉の記事があらわれる。困難な事態が続いたのである。

久米島における田島の支配についての変更修正についての記事も散見される。それらの中では康熙二十九年の記事が比較的くわしいが、それによると御物奉行嵩原親雲上、高奉行仲地親雲上が渡海し、荒地を見分け、高を差引いたということになっている。『久米具志川間切西銘村名寄帳』に次の文言があり、これを確認できる。

右久米両間切荒地欠地并田島之入組有之、其上高代ニ而百姓疲罷成由訴訟申上候付、元祿三年庚午九月五日渡海、荒地欠地見届高賦代差引無親疎見合を以前名寄帳引合認置如斯御座候以上また次のような記事もあり、この年久米島に対する支配の全体的な見直しが行なわれたことを推測させる。

納綿子之儀、御検地帳ニ並木者沓本ニ線三匁、小木者沓式匁、大キ木四五匁、数々被記置候、御検地帳取立之木数大小平シ、久米具志川間切桑沓本ニ三匁宛、仲里間切三匁四分四リ七毛八シ九十宛、

渡名喜島三奴宛上納仕来候処、康熙貳拾九庚午年、故嵩原親方久米島為仕置渡海之時より両間切例相ならし桑荅本三奴三分宛上納也<sup>(12)</sup>

この年から綿子上納が桑一本に両間切とも三奴三分になったというものである。このようにみてみると、康熙三十年『久米具志川間切諸地頭作得帳』<sup>(13)</sup>もこれの一環として作成されたのではないかという点も出てくる。いずれにせよ田島支配の問題にも家譜記事は手掛りを与えてくれるといえるであろう。

注(1) 総合調査は法政大学沖繩文化研究所によって昭和五十四年から三年間にわたって言語・文化・社会の各分野について行なわれた。

(2) 東喜望「久米島の近世文書」、拙稿「久米島の規模帳・公事帳について」、いずれも『沖繩久米島』(沖繩久米島調査委員会編 弘文堂刊 一九八二)に所収。

(3) 前掲東喜望論文及び前掲『沖繩久米島』所収文書目録参照。

(4) 前掲東論文

(5) 前掲東論文

(6) 新城敏男「八重山の家譜覚書」(法政大学沖繩文化研究所編『沖繩文化研究』第九号、一九八二)所収。

(7) 八重山の家譜についても同様なことを新城氏は述べている(前掲論文)。

(8) 『仲里村誌』(仲里村役場・昭和五十年)四三ページ

(9) 地頭の一覧表は『創立七〇周年記念誌』(具志川村大岳小学校、昭和二十八年)の中に掲載されて

いる。しかし出典の明記がない。

(10) 新城敏雄前掲論文

(11) 上江洲智元氏所蔵(具志川村西銘九〇〇)

(12) 『御財制』(与世永家文書)

(13) 与世永家文書

## 凡 例

一、本資料は沖繩久米島の諸家に伝わる家譜の記事のうち、事件やその年の状況を伝えていると思われるものを抜粋して年代順に並べたものである。

一、記事の抜粋の仕方については、抜粋する条の全部を抜き出すことを原則としたが、長文にわたるものや、特に意味のない部分については省略した箇所もある。省略した場合には(略)と記した。虫損、すりきれその他読めないところは□で示した。そのうち推測出来るものについては( )カと傍記した。

一、割注の部分については本文中に( )に入れて示した。

一、字は出来るだけ通行の字に改めた。

一、沖繩の文書に独特な文字である、完(メツ)はそのまゝとし、分(銭)・売(穀)はそれぞれ銭・穀

に直した。

一、句読点は出来るだけ付けた。

一、出典の表記法で「美濟・五世」というのは『美濟姓家譜』の五世(智源)の部分に記載された記事であることを示す。同様に「比嘉・家内」、「元祖・口上」というのは『比嘉氏家譜 紀錄』の「家内日記=相見得候」という部分、『元祖由来記』の七世教富の「口上覚」の部分にある記事である。『太史氏家譜』は小宗の名前で区別した。

万曆四十七己未年・尚寧三十一・元和五・一六一九

○盛氏宗味入道蒙 詔命蚕子飼様并桑植様及綿子之製法相教候為久米嶋江被成御渡海候

〔美濟・三世〕

崇禎五年<sup>甲申</sup>・尚豊十二・寛永九・一六三二

○平氏酒白友寄親雲上袖之織様并同下地染様御教候為及言上、久米島代官黎氏仲地親雲上宗時と共に久米嶋江御渡海被成候

〔美濟・四世〕

崇禎年間(年不明)

○君南風 上様御目見上国之時烈登申候、当嶋之儀其以前者木綿花作様又者同布調様存知不申、夏冬共芭蕉笠之衣裳致着候処、其時君南風を始麻氏儀問親方様江相付数月滞在にて細密ニ致伝受帰嶋仕、所中之者共立相教候故流布仕永々嶋中之為ニ罷成申候

〔美濟・四世〕

○其以前者百姓中諸作毛之時節柄并田島之耕方等不案内(略)田島之耕方并墮用得様又者方々土地之厚薄風□□□□目且又稻種之時入候時分柄等段々相試至此年□□□□右之手段委ク相教世々嶋中之為ニ罷成候

〔美濟・四世〕

但此時より稻種子取候儀仲里間切方遅立十月□□□□毎年取申候

順治十四丁酉年・尚質十・明曆三・一六五七

○八月拾三反帆船より御地頭中城親方様御乗合御同人御用聞掛而大薪木為宰領上国、台屋江相納帰嶋

〔美濟・五世〕

順治十八辛丑年・尚質十四・寛文一・一六六一

○君袴御材木調方被仰付、御檢者御物奉行衆□□□□照屋筑登之親雲上当間親雲上御渡海ニ付(略)

〔美濟・五世〕

康熙二癸卯年・尚質十六・寛文三・一六六三  
 ○八月御冠船御野菜宰領井諸事為御用拜上国首尾能相勤帰嶋  
 〔美濟・五世〕

康熙三甲辰年・尚質十七・寛文四・一六六四  
 ○七月御奉行様御用之備後表庭為宰領五反帆船より上国  
 〔美濟・五世〕

康熙四乙巳年・尚質十八・寛文五・一六六五  
 ○惣御地頭西原親方様御奉公被仰付候  
 〔元祖・四世〕

康熙五丙午年・尚質十九・寛文六・一六六六  
 ○惣御地頭西原親方様御奉公被仰付候  
 〔太史昌儀・四世〕

康熙六丁未年・尚質二十・寛文七・一六六七  
 ○十一月北谷御殿御料理之間御普請主取被仰付致上国首尾能相勤帰嶋  
 〔美濟・五世〕

康熙八己酉年・尚貞一・寛文九・一六六九

○大和御用雲織嶋織袖三拾五反兩間切正調方被仰付、御檢者那覇謝名堂親雲上正相携調させ同年五月  
 右袖為宰領兩間切賦合謝名堂親雲上正相附上国首尾能致上納帰嶋  
 〔美濟・五世〕

○五月二三日上江洲と改名被仰付候  
 〔美濟・五世〕

○御地頭北谷御殿外城小赤頭役被仰付候  
 〔元祖・四世〕

○当間切北谷御殿御持被成候ニ付彼御奉公被仰付候  
 〔太史昌儀・四世〕

康熙十辛亥年・尚貞三・寛文十一・一六七二

○北谷御殿高御殿御普請主取被仰付致上国首尾能相勤帰嶋  
 〔美濟・五世〕

○前々者田島之支配無之故各威勢次第賦取、地方別親疎有之、貧者禿入及迷惑候者共有之候付、兩  
 惣御地頭衆御引合之上、地方之厚薄相糺頭高配分ニ相渡、尤所中彼是風俗惡敷有之百姓中家業之働  
 方油断ケ間敷、就中先祖祭り等致疎略年回忌之執行も然と無之、蒙昧之仕形甚以不宜候付、諸事為下  
 知方折と御用布屋正相集家職之營方井孝行之次第を底丁寧ニ申聞候故漸と風俗引改、跡と無之位牌等  
 相仕立末と迄年回執行仕申候

但百姓中諸事働方之手段為指引折と御用布屋正夜揃此時より相始申候  
 〔美濟・五世〕

康熙十一年壬子年・尚貞四・寛文十二・一六七二

○八月御手札御改之時於八幡為血判上国首尾能相動帰嶋

〔美濟・五世〕

康熙十二癸丑年・尚貞五・延宝一・一六七三

○兩間切御用物之儀付久米代官衆御口能有之、公義為御訴訟兩間切相賦五反帆船より致上国首尾能相濟帰嶋

〔美濟・五世〕

○奉訟西銘村東之迦平良辻方阿し川之崎迄山野に松木并唐竹植付其内茶園相仕立候

〔美濟・五世〕

○惣御地頭那覇西平親雲上様御奉公被仰付候

〔太史昌儀・五世〕

康熙十三甲寅年・尚貞六・延宝二・一六七四

○附御地頭北谷王子様久米嶋御渡海此時被遊御帰国候付、御物幸領懸御召付被仰付(略)

〔美濟・五世〕

○奉訟西銘大溝阿ら溝之儀兩溝割直させ候故世と間切中之為相成候

〔美濟・五世〕

○(略)惣地頭那覇西平親雲上様御差図間切中筆算稽古之者共宥所相集師匠付を以稽古仕させ候故今に其風俗相流為罷成候

〔美濟・五世〕

○惣地頭那覇西平親雲上御引合之上兼城蔵元五宿道之端並松相仕立候

〔美濟・五世〕

康熙十四乙卯年・尚貞七・延宝三・一六七五

○去年仲里間切於真謝泊楢船御作事之時奉行浦崎親雲上五相付主取相動候

〔美濟・五世〕

○御地頭北谷御殿より為御用上国

〔美濟・五世〕

康熙十五丙辰年・尚貞八・延宝四・一六七六

○兼城蔵元五之通路筋不最寄有之差支候付奉訟小湊かわら懸橋并小湊坂より大田之西迄百三拾間程道筋普請仕候故永と嶋中之為相成候

〔美濟・五世〕

○福建靖南王を遊撃陳応昌を遣し疏黄御所望有之其時仲長氏首里大屋子平良筑登之那覇滞在而間切野菜肴之御用相弁候事

附召使船六月渡海十一月二十四日帰帆

〔比嘉・家内日記〕

康熙十七戊午年・尚貞十・延宝六・一六七八

○八月備後蘭致不出来御用筵管合不申候

〔美濟・五世〕

康熙二十辛酉年・尚貞十三・天和一・一六八一



○奉訟阿し川かわら掛疋并同所田之内方長拾三間程之中道積上り普請仕候

〔美濟・五世〕

康熙二十一年<sup>壬戌</sup>年・尚貞十四・天和二・一六八二

○六月掃唐船為警固五端帆船より致上国首尾能相動掃嶋

〔元祖・四世〕

康熙二十二年<sup>癸亥</sup>年・尚貞十五・天和三・一六八三

○八月御冠船御用之御野菜宰領并諸事為御用拜致上国首尾能相動同十月掃嶋

〔美濟・五世〕〔太史昌儀・五世〕

○冠船御渡來被遊候付六月も八月迄那覇江御居詰公事相弁申候事

〔比嘉・三代〕

○惣御地頭那覇西平親雲上様御奉公被仰付候

〔和州・五世〕

康熙二十三年<sup>甲子</sup>年・尚貞十六・貞享一・一六八四

○奉訟具志川仲村渠仲地山里上江洲西銘六ヶ村百姓持田畠江之通路まうとんだ道長式拾間程之坂道并かわら掛疋普請仕候故嶋中之為ニ相成候

〔美濟・五世〕

康熙二十四年<sup>乙丑</sup>年・尚貞十七・貞享二・一六八五

○間切中諸事為御訴訟八反帆船より太史氏大田親雲上昌暢相合致上国首尾能相濟掃嶋

〔美濟・五世〕

○当嶋南之沖より大船式艘走通候ニ付掃唐船と見及為警固慶良間嶋迄漕渡候処、宮古行之大和船ニ而六

日振掃嶋

〔美濟・五世〕

○頭数御改ニ付御手札為宰領太史氏大掟仲地仁屋昌属江相随致上国首尾能相動掃嶋

〔太史昌儀・五世〕

康熙<sup>丙寅</sup>二十五年・尚貞十八・貞享三・一六八六

○奉訟しゆんかわら掛疋普請仕候故永々嶋中之為ニ罷成候

〔美濟・五世〕

○儀問村長まし原大門原かき下原御検地田之内四拾かや程芋田苗代有之処、早年右田方水汲入候とて百姓中及難儀候付、地頭堂<sup>アタリ</sup>之時いづれも相談之上儀問村と地頭堂親雲上惣耕作前与座親雲上諸居下知方を以山城大門<sup>アタリ</sup>江井築□(略)

〔比嘉・三代〕

康熙二十六丁卯年・尚貞十九・貞享四・一六八七

○上様御為之御立願御結願仕御仏館為宰領上国首尾能指上且又間切中日用錢未進多ク有之百姓疲入候ニ付右日用錢御免被下度旨訟相濟掃嶋

〔美濟・五世〕

康熙二十八年己巳年・尚貞二十一・元祿二・一六八九

○十一月右未進日用錢御免被仰付候為御礼上国之御於中途逢逆風ニ八重山嶋立流着、翌年午四月十五日那覇致上着首尾能御礼申上同五月帰嶋  
〔美濟・五世〕

康熙二十九庚午年・尚貞二十二・元祿三・一六九〇

○六月二日之夜王舅富盛親方様唐御帰帆之御逆風御逢久米嶋之内堂崎と申所ニ御着船折節漸々風波荒立候故、同三日御用心とソ大和御用之糸御荷物式百五拾丸機三つ比屋定村御用布屋立取御才府伊波親雲上を以御役者衆相付、右御荷物御留可仕冒被仰付相勤申候処、夜更より殊之外風波強成立御船繩摺切候由申来候、夫ニ付惣下知とソ懸留候様被仰付、御船着場まつ阿ミ崎と申所ニ差越昼夜折角相働首尾能繫留同七日兼城泊立堅固挽入させ候

附御附衆毛利作右衛門様御物奉行越來親方様より右御船御滞留中御番主取被仰付昼夜津口立首尾能相詰申候  
〔美濟・五世〕

○五月中城御殿外城役被仰付赤頭頂戴仕候  
〔美濟・六世〕

○十二月渡唐船為飛脚致上国首尾能御届申上帰嶋  
〔太史昌儀・五世〕

○五月当間切御檢地之内荒田有之、毎年百姓中年貢致未進及難儀候付、当間切致相談御当地罷登リ兩

惣御地頭御着<sup>(邊方)</sup>図之上御訟申上候付同年九月御物奉行嵩原親雲上高奉行仲地親雲上<sup>□□</sup>并筆者衆被成御渡海、右損失御見分御高引被仰付<sup>□</sup>間切中締方之儀ニ付同年十一月又候御供ニ而罷登諸奉公人職賦所遣米船々乗間識水主諸細工人手間飯米用蕙之事綿子把調料御用袖調入目積立御定代相究奉訟<sup>▽</sup>  
<sup>□</sup>御規模御印紙を以被成下今迄為相成候事  
〔比嘉・三代〕

康熙三十辛未年・尚貞二十三・元祿四・一六九一

○御檢者嵩原親方様立御訴訟申上蔵元致敷替候  
〔美濟・五世〕

○頭數御改ニ付御手札為宰領致上国首尾能相勤帰嶋  
〔太史昌儀・四世〕

○御地頭中城御殿御奉公被仰付候  
〔和州・五世〕

康熙三十一年壬申年・尚貞二十四・元祿五・一六九二

○御太孫 佐敷王子様御上国之御時嶋中御立願仕候仏餉為宰領五反帆船より致上国首尾能指上帰嶋  
〔美濟・五世〕〔太史昌儀・五世〕

康熙三十二年癸酉年・尚貞二十五・元祿六・一六九三

○宇江城比屋定阿嘉三々村百姓中田地割符ニ付仕配筆者被仰付八月廿二月迄五ヶ月同村詰居原と罷通

配分相渡候事

〔比嘉・四代〕

康熙三十三年<sup>甲戌</sup>年・尚貞二十六・元祿七・一六九四

○閏五月田場親雲上様唐より御掃帆之為警固致上国首尾能御届申上婦嶋

〔美濟・五世〕〔太史昌儀・五世〕〔元祖・五世〕

○六月在番飯屋初為石垣囲（長十五間半横十四間二尺）原是因以竹垣而囲毎年修理費人力由是如此以石而囲至今為島中便

〔公孫・三世〕

康熙三十四年<sup>乙亥</sup>年・尚貞二十七・元祿八・一六九五

○正月同御殿錢御物座相付役被仰付候

〔美濟・六世〕

康熙三十五年<sup>丙子</sup>年・尚貞二十八・元祿九・一六九六

○大風有之諸作毛悉ク致不熟定納物及不足候付同年七月為御断上国首尾能相濟婦嶋〔美濟・五世〕

康熙三十六年<sup>丁丑</sup>年・尚貞二十九・元祿十・一六九七

○於山田川之下始築土堤、原是儀間嘉手刃兩村田地（其田出米百石）、曾無源水而遭天旱即潤毎年耕而

無獲以致民疲、因此始築土堤于山田川之下以□□流自其所壅開溝引水使通兩村百姓之田地自此百姓賦稅不欠永得其利

〔公孫・三世〕

○十月当嶋江朝鮮人漂着致破損候ニ付八端帆船方那爾江送届候為宰領致上国首尾能御届申上婦嶋

〔太史昌儀・五世〕

○十一月真謝宇根比嘉謝名堂四ヶ村御檢地田之内前原比嘉原田方五拾かや前田苗代有之候処、早魃差当候節□水流入候由百姓中□隙<sup>（手カ）</sup>之費有之候付、地頭代役之時役と相談を以比嘉大間原之□水塩見立、棚原親方惣御地頭之時御着<sup>（金カ）</sup>因之上、堤長式百間横五拾間溝□□域通させ候付、右田方用水無不足為ニ相成候事

〔比嘉・三代〕

○中城御殿石垣御普請之時銘刃原より石取よせ候下知方被仰付、七月より八月迄昼夜共銘刃江相誇申候

〔美濟・六世〕

康熙三十七年<sup>丁卯</sup>年・尚貞三十・元祿十一・一六九八

○七月間切中田畠配分親疎之訴訟其外ニも段々御訟事有之致上国首尾能相濟同十二月婦嶋

〔美濟・五世〕

○頭數御改ニ付御手札宰領美濟氏大掟平田仁屋智毗江相隨翌年二月致上国首尾能相勤同五月婦嶋

〔元祖・五世〕

○創造儀間渡頭橋、從來此処雖係緊要未曾修橋而往來人民不免渡江之憂矣由此始築堤修橋以便往來  
〔公孫・三世〕  
○渡唐船走通候為飛脚使致上國首尾能御届申上帰嶋  
〔和州・五世〕

康熙三十八年<sup>己卯</sup>・尚貞三十一・元祿十二・一六九九

○頭敷御改ニ付御手札為宰領美濟氏大掟平田仁屋智毗立相隨翌年二月致上國首尾能相動同五月帰嶋  
〔太史昌儀・五世〕

康熙三十九年<sup>庚辰</sup>・尚貞三十二・元祿十三・一七〇〇

○八月 尚益様 御太子様被為遊御降誕候為御祝儀致上國首尾能相動帰嶋  
〔美濟・五世〕〔公孫・三世〕

○九月御用物宰領西銘掟西銘仁屋乗<sup>マ</sup>口六端帆之儀如那霸出船仕候処、逢逆風ニ致漂流候ニ付為飛脚使五端帆船<sup>カ</sup>致上國首尾能御届申上帰嶋  
〔太史昌儀・五世〕

康熙四十一年<sup>辛巳</sup>・尚貞三十三・元祿十四・一七〇一

○五月御藏始為瓦蓋、原是以茅而蓋來今改為瓦蓋此時總督其事諸事全竣  
〔公孫・三世〕

康熙四十一年<sup>壬午</sup>・尚貞三十四・元祿十五・一七〇二

○仲里間切御藏許新規瓦葺普請ニ付相動候事  
〔比嘉・三代〕

○中城王子様御四拾式之御立願御結願仕候御仏餉宰領美濟氏上江洲親雲上智長為筆者御物宰領懸<sup>ニ</sup>而致上國首尾能相動帰嶋  
〔和州・五世〕

康熙四十二年<sup>癸未</sup>・尚貞三十五・元祿十六・一七〇三

○十月平等之側御方より為御用致上國首尾能相弁翌年二月帰嶋  
但此時返役<sup>ニ</sup>而候處慶佐次親雲上惣御地頭御詰之時、入組之儀ニ付兩間切頭役中御用有之罷登逢御札候処、御睛目方埒明不申由<sup>ニ</sup>而右通御用被仰付候ニ付罷登事能相弁候  
〔美濟・五世〕〔太史昌儀・四世〕〔和州・五世〕

○聞得大君加那志様御不列ニ付間切中より御立願仕且又 中城王子様御為之御立願御結願仕 御兩所様江上候御仏餉為宰領仲里間切五反帆船より同間切夫地頭仲長氏宇根親雲上乘合致上國首尾能差上帰嶋  
〔美濟・六世〕〔太史昌儀・四世〕

○十一月渡唐船走通候為飛船使致上國首尾能御届申上帰嶋  
〔美濟・六世〕

○八反帆船作事ニ付八月より九月迄か治主取相動候事  
〔比嘉・四代〕

康熙甲申四十三年・尚貞三十六・宝永一・一七〇四

○七月所遣帳御藏夫遺帳御勘定相逦<sup>テ</sup>御差引方として御勘定定座御用被仰付候処、其時間切さはくり中田地仕配ニ取籠名代上國被仰付帳内付届方全竣歸仕候事

〔比嘉・四代〕

○真謝字根謝名堂比嘉四ヶ村百姓地田方仕配ニ付帳主取被仰付、次酉五月迄七ヶ月家々罷通<sup>テ</sup>檢地面支配致首尾候事

〔比嘉・四代〕

○康熙四十三年<sup>ノ</sup>同四拾五戌年迄前字根親雲上地頭代役之時、手賦人数村合村々罷通、父老方<sup>ノ</sup>往古之事聞合間切旧記組立候事

〔比嘉・四代〕

康熙四十四乙酉年・尚貞三十七・宝永二・一七〇五

○七月八日那覇出船久米嶋兼城津口走參候砌風根相替リ風波荒立終ニ大風吹起<sup>ル</sup>略

〔元祖・四世〕〔美濟・六世〕

康熙四十五丙戌年・尚貞三十八・宝永三・一七〇六

○聞得大君加那志様被遊御任職候為御祝儀君南風御渡海ニ而相付致上國御例格之通首尾能相勤歸嶋

〔美濟・六世〕

○右四ヶ村<sup>ノ</sup>真謝・字根・謝名堂・比嘉のこと 編者注 島割符ニ付竿主取被仰付八月<sup>ノ</sup>十二月迄五月ニ致首尾候事

〔比嘉・四代〕

○頭数御改ニ付御手札宰領首里大屋子西銘筑登之為筆者翌年二月致上國首尾能相勤同五月帰嶋

〔元祖・五世〕

康熙四十六丁亥年・尚貞三十九・宝永四・一七〇七

○三月久場川御屋敷因作御庭隨中城御殿大親楊氏高安親雲上御路当神里筑登之親雲上各舟諸用同至己丑十二月竣工

〔公孫・四世〕

○具志川仲村渠式ヶ村之儀天水田勝有之、毎年稻不熟ヶ間敷上納米致未進百姓身売之涯相成候処、夫地頭太史氏仲村渠親雲上昌屬得指図昼夜詰込折角致下知耕作方相働キ候付同五拾式<sup>ノ</sup>己七ヶ年迄ニ上納米致皆済所中之為相成候

〔元祖・五世〕

○中村渠村用水之儀上いちはか川原村遠き所<sup>ノ</sup>汲取百姓手隙之失墜其上水元少故早之時指迫至極致迷惑候付坪川山<sup>ノ</sup>勇水有之、何れ<sup>ノ</sup>成相談堤井築立させ村内<sup>ニ</sup>小溝掘通候故所中之用水相達其流水ニ而しも田原御檢地田用水之補ニ成相成所中之為相成候

〔太史昌興・五世〕

○御地頭 読谷山御殿外城小赤頭役被仰付候

〔太史昌興・六世〕

康熙四十七戊午年・尚貞四十・宝永五・一七〇八

○十一月具志川村前之川原井いちはか川原式々所之儀諸村宿道筋ニ候処、往古も橋無之大雨之時者往還不相達、公私差支候故何れ及熟談之上致掛缸候ニ付、往通無支相達永々間切中之為相成候

〔太史昌儀・五世〕

康熙四十八己丑年・尚貞四十一・宝永六・一七〇九

○飢饉之時 御公義御手迫ニ付而穀物借上可申旨致仰付米九拾五石八斗四升起粟拾石起借上申候

〔元祖・四世〕

○尚貞王加那志様被為遊 薨御候ニ付為御悔太史氏仲村渠親雲上昌風山里親雲上兩人互相隨致上國首尾能相勤掃嶋

〔元祖・五世〕

○飢饉之時 御公義御手迫ニ付而穀物借上可申旨被仰付米六拾三石六斗式升起手前を借上申候

〔太史昌儀・五世〕

○御地頭中城御殿外城役被仰付候

〔太史昌儀・六世〕

康熙四十九庚寅年・尚益一・宝永七・一七一〇

○三月間切中を御借米四百九拾石余指上候ニ付為宰領仲里間切八反帆船より上國首尾能致上納掃嶋

〔美濟・六世〕

○五月從 公義御借米可指上旨被仰付米百七石起粟拾石七斗五升起自物ニ而無利ニ差上申候

〔美濟・五世〕

○四月廿日右穀物借上候為御褒美黄八卷頂戴仕候

〔美濟・五世〕

但首里大屋子役乍勤黄冠頂戴此時より始之

○六月掃唐船為警固大和横目赤嶺親雲上御乗合上國首尾能御届申上掃嶋

〔美濟・五世〕

○飢饉ニ付而從 公義穀物借上可申旨被仰付米拾七石八斗壹升起借上申候

〔太史昌興・四世〕

康熙五十<sup>辛卯</sup>年・尚益二・正徳一・一七一一

○掃唐船一艘七月ニ真謝泊御入津古<sup>方</sup>是始ニ而候

〔比嘉・家内〕

康熙五十<sup>壬辰</sup>年・尚益三・正徳二・一七一二

○中城王子様御上國為御用意蘇鉄かぶ御用被仰付所持之□かぶ考本獻上候、右ニ付同年五月廿五日表御方<sup>方</sup>為御褒美御扇子三本入一箱拜領被仰付候

〔太史昌儀・五世〕

○四月為教榮桑柘等項之事（俗称上末仕立）翁氏兼々段親雲上在久米島之時為其主取（公孫・三世）

○略）十月朔日在真謝泊開船上國之時正在中途驟遇颶風剪去篷桅且柁繩、被漂船幾乎沉万死一生正在

洋二十余日、遂隨風波漂到福建之外海山(略)

〔公孫・五世〕

康熙五十二年<sup>己年</sup>・尚敬一・正徳三・一七一三

○十二月西銘上江洲式ヶ村出火有之、人家百拾六ヶ所致焼失殊ニ飢饉之砌ニ而別<sup>ニ</sup>及窮迫候付、老若男女五百八拾人余飯米二日分所持之米配分<sup>ニ</sup>而くれ置申候

〔美濟・六世〕

○御公義御手迫ニ付穀物借上可申旨被仰付米五拾石起借上申候

〔元祖・四世〕

○頭數御改ニ付御手札宰領為筆者太史氏大掟仲地仁屋昌慰<sup>五</sup>相隨翌年三月致上國首尾能相勳同五月帰嶋

〔元祖・五世〕

○八月修造六端帆船之時為主取全竣工

〔公孫・三世〕

○十二月奉在番向氏源河親雲上朝忠令為教柴桑柘之主取(俗呼上木主取)

〔公孫・三世〕

○当間切小湊橋之儀、差渡四尋往古より木橋掛渡置候故白蟻付且大水之時水損有之毎年修補ヶ間敷人夫失墜仕候ニ付御在番宜野座筑親雲上<sup>五</sup>得御差<sup>四</sup>征之訴訟相達普請仕候

〔太史昌儀・五世〕

○御公義御手迫ニ付<sup>而</sup>穀物借上可申旨被仰付米三拾石起自分借上候

〔太史昌儀・五世〕

○惣御地頭伊江親方様御供内ニ<sup>ノ</sup>宇栄城親方様御奉公被仰付候

〔和州・六世〕

康熙五十三年<sup>甲午年</sup>・尚敬二・正徳四・一七一四

○御在番源河親雲上得御差<sup>四</sup>西銘村之西久真地原<sup>五</sup>西銘上江洲式ヶ村<sup>六</sup>家内<sup>七</sup>拔<sup>ニ</sup>而<sup>三</sup>武拾<sup>三</sup>ヶ家<sup>四</sup>□□<sup>五</sup>移村立仕候

〔美濟・六世〕

○飢饉引次右通西銘上江洲之百姓逢火難候人数飯料差迫候付、家内人数ニ<sup>応</sup>シ所持之蘇鉄<sup>ニ</sup>而<sup>三</sup>致見次置候

〔美濟・六世〕

○二月御公義御手迫リニ付御借米可指上被仰付手前より米百石起借上申候

〔美濟・六世〕

○去年右穀物借上候為御褒美八重山嶋直上布一疋拜領被仰付候

〔太史昌興・五世〕

○御地頭 中城御殿外城役被仰付候

〔太史昌興・六世〕

康熙五十四年<sup>乙未年</sup>・尚敬三・正徳五・一七一五

○御物奉行□問切中善悪諸之事見分<sup>ニ</sup>而□□□□<sup>ニ</sup>直リ御届上候様御書面を以被仰□同五拾六四年迄三年相勳申候事

〔比嘉・三代〕

康熙五十五年<sup>丙申年</sup>・尚敬四・享保一・一七二六

○上様御婚礼為祝儀君南風井和州氏前仲村渠親雲上景治太史氏浜川親雲上昌□□同氏仲村渠親雲上昌属相合八反帆船より致上國御例格之通首尾能相勳帰嶋

〔美濟・六世〕〔太史昌儀・五世〕

○宇米城親方様年頭御使者御上国之時、為御供罷登首尾能相勤翌年十月婦帆〔和州・六世〕  
 ○八月仲村渠村百姓中田島立往來之道筋上村渠前之川原前より掛橋無之、大雨之時往還不相達諸  
 人致迷惑候付、何れ相談江掛渡させ候付、人馬往還之勝手成所中之為罷成候

〔太史昌興・五世〕

康熙五十六丁酉年・尚敬五・享保二・一七一七

○具志川仲村渠式々村宮城原之天水田旱之節百姓及迷惑候故、何れ相談名嘉真河之湧水も溝掘通候  
 付、用水相達所中之為罷成候

〔太史昌興・五世〕

康熙五十八己亥年・尚敬七・享保四・一七一九

○上様御冠位為御祝儀太史氏浜川親雲上昌□和州氏前仲村渠親雲上景治相合六反帆船より致上国御例  
 格之通首尾能相勤婦嶋

〔美濟・六世〕

○御公義御手迫付御借物可指上旨被仰付米五拾石起銀子九拾九匁自物借上申候

〔美濟・六世〕

○御地頭豊見城王子様御奉公被仰付候

〔美濟・七世〕

○御冠船御渡來之時御手迫付而穀物借上可申旨被仰付手前より米四拾七石起借上申候

〔元祖・五世〕

○六月朔日冠船兩艘那覇江御入津、勅使御兩人測量官御兩人脇按司御兩人惣唐人都合六百五拾三人

〔比嘉・家内〕

康熙五十九庚子年・尚敬八・享保五・一七二〇

○伊江親方様三司官御役被仰出候為御祝儀致上国首尾能相勤婦嶋

〔美濟・六世〕

康熙六十辛丑年・尚敬九・享保六・一七二一

○五月十七日去亥年御冠船御渡來之時間切中未進御物無之且又諸御用物無違滯上納仕候為御褒美叙黃

冠〔元祖・五世〕〔和州・五世〕

○頭數御改付御手札為宰領翌年三月致上国首尾能相勤同五月婦嶋

〔元祖・五世〕

康熙六十一壬寅年・尚敬十・享保七・一七二二

○西銘上江洲式々村百姓四拾人余上納粟無之差迫候付、手前より粟三石起無利借相渡成次第返弁  
 請取候

〔美濟・六世〕

○聞得大君加那志様当間切被遊御持候付、彼御殿御奉公被仰付候

〔美濟・七世〕

○十一月御地頭聞得大君御殿外城役被仰付候

〔太史昌儀・六世〕



○惣慶里子親雲上御上國之時御雇為御供罷登首尾能相動帰帆  
〔和州・六世〕  
○六月帰唐船為警固致上國首尾能御届申上帰嶋  
〔和州・五世〕

雍正一癸卯年・尚敬十一・享保八・一七二三

○十月間得大君加那志様被為遊 崩御候為御悔君南風井巫馬氏大田親雲上教満相合致上國御例格之通  
首尾能相動帰嶋  
〔美濟・六世〕〔元祖・五世〕

○御地頭間得大君御殿御奉公被仰付候  
〔元祖・六世〕

○在地頭代職之時真謝比嘉謝名堂宇根四村百姓之田依無水源常不勝無水之憂矣於真謝村之後山仲原整  
開池塘(略)  
〔公孫・四世〕

○十一月惣御地頭伊江親方様御奉公被仰付候  
〔太史昌儀・六世〕

雍正二甲辰年・尚敬十二・享保九・一七二四

○西銘上江洲式ヶ村百姓三拾人余上納粟無之ニ付手前より粟式石五斗起無利ニ借相渡成々次第返弁請取  
候  
〔美濟・六世〕

○友寄親方様年頭御使者ニ而御上國之御時、御殿御奉公之内ニ而御雇被仰付罷登首尾能相動翌年帰嶋  
〔美濟・七世〕

○十二月当間切日用錢跡と者五分夫錢ニ而候處康熙五拾九庚子年□拾分夫錢被仰付罷、百姓必至と及難  
儀候故、前と之通五分夫錢ニ被仰付度旨為訟致上國首尾能相濟帰嶋  
〔和州・五世〕

雍正三乙巳年・尚敬十三・享保十・一七二五

○八月惣御地頭伊江親方様御奉公被仰付候  
〔美濟・六世〕

○十二月真謝村水あかし山中立井為築立真謝宇根謝名堂比嘉四ヶ村拾かや刈天水田江た水入ニ為□□五  
付□御褒美之時叙筑登之座敷  
〔比嘉・四代〕

○十月最前拾分夫錢掛之時卯辰兩年日用錢五万四千貫文余相滞候ニ付、為御延致上國首尾能相濟同十  
二月帰嶋  
〔和州・五世〕

○当間切西平親方様御持相成候付彼御奉公被仰付候  
〔和州・六世〕

雍正四丙午年・尚敬十四・享保十一・一七二六

○九月当間切西平親方様御持罷成候ニ付彼御奉公被仰付候  
〔美濟・七世〕

○聞得大君嘉那志様同御殿立初而被遊御移候為御祝儀君南風名代致上國首尾能相動帰嶋  
〔元祖・五世〕

○手作之茶御書院為御用上納方被仰付御用相立候ニ付右茶園東坂山と唱名可仕旨同年四月廿七日御書

付拝領仕候

〔美濟・六世〕

雍正五丁未年・尚敬十五・享保十二・一七二七

○奉訟諸船持用之鉄碇始而申請候故永と所中之為相成候

〔美濟・六世〕

○奉訟彌はつちと申所江長六拾三間横拾三間深宍丈六尺程堤井仕立候故永と所中之為相成候

〔美濟・六世〕

○真謝比嘉謝名堂宇根四村百姓之田依無水源常不勝無水之憂矣、於真謝村之後本定原鑿開池塘（長九十七間横四十間深三間二尺五寸）、自其池塘以鑿溝谷（七百九十七間）通四村百姓于田（其田收穀三百八十八石）、由此百姓得其便而免無水之憂矣（略）

〔公孫・四世〕

○具志川仲村渠式々村之儀、天水田多有之旱之節百姓及難儀候故美濟氏仲地目差上江洲にや智合相合何れ哉相試御在番久志里子親雲上江得御差図訟相遂やま口山やま田山兩所堤井築立右天水田江溝掘通候故用水相達永と所中之為相成候

〔和州・五世〕

○正月日用錢仕縁物宰領為筆者八反帆船より致上國首尾能相勤同三月帰嶋

〔和州・六世〕

○大田兼城式々村芋田苗代之儀過半天水田故旱之節必至と及迷惑且又大田村用水不自由之所<sup>（此）</sup>有之候故美濟氏浜川親雲上智包相談を以大田村之後おらじ川原水之儀徒海江流行候処御在番久志里之子親雲上得御差図訟相達川原堤井築立溝掘通候ニ付、村中之用水旱無構相達兩村之芋田苗代田江通行永と為

相成候

〔元祖・五世〕

雍正六戊申年・尚敬十六・享保十三・一七二八

○康熙五拾九庚子以來之未進日用錢五万式千七百九拾四貫文相滯、拾年ならしニノ年符上納為被仰付置事候得共皆納之術不罷成候処、右年より御在番瑞慶覽親雲上江相付作業を本立にして海陸之働掛而折角致下知己酉迄式々年ニ右未進高皆納仕其上米五百石余錢壹万六千三百八拾貫余間切中始而貯候

〔美濟・六世〕

○当間切之儀日用錢太分相滯御在番瑞慶覽親雲上江被仰付候趣有之、右働方之儀ニ付御同人より惣御地頭御方江被得御差図、西平親方様御奉公兼務ニ而間切より積渡申候諸品物宰領之さはくり相合那覇ニて売仕配させ候様被仰付、申年より酉年迄式々年相勤候

〔美濟・七世〕

○大田村之儀日用錢太分ニ未進仕、百姓身売之涯罷成候者共有之候処、所持之米拾石起無利借相渡シ売払させ、其ニ而致皆納所中大糖成<sup>（ト）</sup>為相成候

〔元祖・五世〕

○三月從 上様御扇子式本入一箱因分御多葉粉拾把、從 聞得大君嘉那志様因分御多葉粉拾把拝領被仰付候

〔元祖・五世〕

○四月本地百姓夫錢初為五分、原是夫錢因納十分而致百姓疲苦、上國將其事奏上司、上司憂其疲苦以其夫錢減一半而為五分、因此帰嶋

〔公孫・四世〕

○在地頭代職之時宇江城比屋定二村百姓之田依無水源常不勝無水之憂矣、於宇江城村之後与那川鑿開池塘（長四十六間横十七間半深七間一尺六寸）自其池塘以鑿溝谷（百三十間二尺）通二村百姓于田（其田收穫六十八石）、由此百姓得其便而免無水之憂矣（略）  
〔公孫・四世〕

○堂阿嘉比屋定三村百姓之田依無水源常不勝無水之憂矣、於阿嘉村之後宇座原鑿開池塘（長百十三間横四十八間深一間二尺）、自其池塘以鑿溝谷（三百五十六間）通三村百姓于田（其田收穫五十二石）、因此百姓得其便而免無水之憂矣（略）  
〔公孫・四世〕

○儀間嘉手刃二村百姓之田依無水源常不勝無水之憂矣、於二村之後稻田川鑿池塘（長六十五間横十四間深一間四尺）、自其池塘以鑿溝谷（六十七間）通二村百姓于田（其田收穫百九十六石）、因此百姓得其便而免無水之憂矣  
〔公孫・四世〕

雍正七年・尚敬十七・享保十四・一七二九

○御在番瑞慶覽親雲上江得御指圖、山里村安里と申者指登せ唐船大工古波藏筑親雲上江相付馬艦造様致稽古させ地船馬艦はき相改候故世と嶋中之為罷成候  
〔美濟・六世〕

○八月滯日用錢仕繰用庭登御代定而御藏上納之訟相濟候付、御引合方として上國  
〔比嘉・四代〕

○五月十九日比屋定村百姓四拾七人（同）村前真謝大筑所持之馬宍疋疲□いたし候付□喰候処碎為申由村横目方申來候付、早速罷越見屆□養生仕候付助命仕候事  
〔比嘉・家内〕

○四月仲村渠村いにうへな原御檢地田之儀、同村宇江之溝方致用□候処、頭水少ク故統兼別而早之節百姓致迷惑候付、何れも相談同村□□之堤井方たから城原迄長三拾間余之溝掘通させ、右宇江之溝□水入加候□付、早之支無之所中之為相成候  
〔和州・五世〕

雍正八年庚戌年・尚敬十八・享保十五・一七三〇

○三月去年頭御改□付御手札為宰領致上國首尾能相勤同五月帰嶋  
〔美濟・七世〕

○七月当嶋□異國人漂着仕候□付為飛脚致上國首尾能相勤同八月帰嶋  
〔美濟・七世〕

○二月朔日去年当間切未進日用致皆納其上貯方致初候儀□付以御書付御褒美被成下上布三疋拜領被仰付候  
〔美濟・六世〕

○四月奉訟東坂山永□御預被仰付候  
〔美濟・六世〕

○奉在番毛氏瑞慶覽親雲上安敷令依教百姓于諸事、安敷以此事奏 朝廷、因此 聖上嘉臣功勳賞賜憲牌併上布三疋（略）  
〔公孫・四世〕

○日用錢未進去年酉年迄皆濟仕候為御褒美仲里間切□三拾疋人具志川□式拾六人百姓頭之者共□御褒美御位被成下候  
〔比嘉・家内〕

○惣御地頭西平親方様御奉公衆仰付候  
〔太史昌興・六世〕

雍正九年<sup>辛卯</sup>年・尚敬十九・享保十六・一七三二

○八月兼城村地方之儀ニ付入組有之相札右問付返答書相携致上国首尾能相濟翌年二月帰嶋

〔元祖・五世〕

雍正十年<sup>壬辰</sup>年・尚敬二十・享保十七・一七三三

○六月御地頭西平親方様より御用ニ付而致上国首尾能相勤同七月帰嶋

〔美濟・七世〕

○七月帰唐船警固使太史氏山城親雲上昌□為筆者致上国首尾能御届申上帰嶋 〔太史昌儀・六世〕

雍正十一年<sup>癸丑</sup>年・尚敬二十一・享保十八・一七三三

○此時杵苗千五百本訟を以申請持渡間切中之仕立山<sup>五</sup>指付させ候

〔美濟・七世〕

○其以前より当嶋唐竹有少ク専船具用別而調兼候処、東坂山茶園<sup>五</sup>仕立之唐竹致盛生、此年より右竹取加兩間切船具用無不足相達太粧成<sup>ニ</sup>相成候

〔美濟・七世〕

○西銘村百姓中疲居候付兩惣御地頭衆より下知方被仰付、折角取<sup>メ</sup>致下知候故卯辰兩年之出来米を以七拾式石余之借物致返濟所中之為相成候

〔美濟・七世〕

○十一月兩間切山境之張合有之候ニ付山之絵図<sup>井</sup>所<sup>々</sup>堤井仕立之為訴訟致上国願之通首尾能相濟同十

二月帰嶋

〔元祖・五世〕

○大田兼城西銘上江洲四ヶ村御檢地田之為用水美濟氏浜川親雲上智包相合訟申上たかむたし原<sup>五</sup>長百間横三拾四間深四尋程之堤井築立させ候故所中之為相成候

〔元祖・五世〕

○抔地宜処栽榎木種、原是本島造家材木無可出処常到那覇<sup>ナハ</sup>而因売<sup>ウ</sup>来多費価錢及于百姓憂苦、因此請求公孫氏宇根親雲上契時榎種而植至今為島中便

〔公孫・四世〕

○略<sup>ニ</sup>宇根村之後楚那見鑿開池塘(長十五間横十三間深一間一尺八寸)、自其池塘以鑿溝谷(二十六間)通二村百姓于田(其田收穀二十四石) 因此百姓得其便(略)

〔公孫・四世〕

○略<sup>ニ</sup>真謝村之後佐宇地鑿開池塘(長六十一間横十間深三間一尺六寸)、自其池塘以鑿溝谷(百二十三間)通四村百姓于田(其田收穀三十二石) 由此百姓得其便(略)

〔公孫・四世〕

○粘船之餅依用桐油其代甚重我習造松油之法而与桐油各因用等分至今為本島便

〔公孫・四世〕

雍正十二年<sup>甲寅</sup>年・尚敬二十二・享保十九・一七三四

○因間切公事帳御調上国公事全竣帰嶋

〔公孫・四世〕

○御地頭野国御殿御奉公被仰付候

〔元祖・六世〕

雍正十三乙卯年・尚敬二十三・享保二十・一七三五

○御地頭野田御殿外城役被仰付候

〔太史昌儀・七世〕

○具志川村仲村渠仲地山里四ヶ村之儀天水田多有之、旱之節百姓及迷惑候付、美濟氏夫地頭仲村渠親雲上智谷相合何れ成相談之上宇栄溝原堤井築立させ溝通候、付所中之為相成申候

〔太史昌興・六世〕

○惣御地頭西平親方様御奉公被仰付候

〔太史昌興・七世〕

○我在儀間掟役之時因儀間嘉手刈兩村百姓疲苦奉、憲令吩咐兩村兩村百姓皆因勤儉所欠賦稅三十九石六斗余所借之錢六百七十五貫文余皆使取償而積貯米百石二斗余併錢三千百十貫文余且因栽桑樹（六万二千四百三十株）依蘇鉄（六万三千五百二十株）兩惣地頭即以其事奏 上司

〔公孫・六世〕

乾隆丁巳年・尚敬二十五・元文二・一七三七

○西銘村百姓中之借物去卯辰式ヶ年ニ皆同致返濟させ候働方之儀ニ付夫地頭職勤越被仰付候

〔美濟・七世〕

○君南風代合ニ付而為名代上国御例格之通首尾能相勤同十二月帰嶋

〔美濟・八世〕

○御札改之時宰領御手札随大掟叔仲氏嘉手刈仁屋孝永上国公事全竣帰嶋

〔公孫・六世〕

○頭高取ノ仲里五千七百四拾人、具志川三千九百六拾人

〔比嘉・家内〕

○十二月頭數御改ニ付御手札為宰領致上国首尾能相勤而年三月帰嶋

〔太史昌儀・六世〕

○始栽唐竹、原是本島雖有唐竹至于中間而枯槁船隻□□等項常買他島多費價錢而人民疲苦因此而求唐竹之種子安良山山田山野部里地山大嵩山与那嶺山宇比山等処択地宜処而植唐竹至今為島中便

〔公孫・四世〕

乾隆三戌年・尚敬二十六・元文三・一七三八

○吾為儀間掟之時于大岸川原始掛石橋、從來此処雖係緊要之地曾因作木橋為往還每遇洪水即致損壞累為修葺多費人力因此吾深愛之求得平石（其石長一間三尺三寸横七尺）即報在番而以其石掛其橋迄今為村中便

〔公孫・六世〕

○惣地頭西平親方様御奉公被仰付候

〔和州・六世〕

乾隆四己未年・尚敬二十七・元文四・一七三九

○仲地山里具志川仲村渠四ヶ村苗代仲地原田之儀、頭水少故旱之節稻種子節後り仕事有之、百姓致迷惑候ニ付美濟氏夫地頭仲村渠親雲上智谷相合何れ成相談御在番松山里之子親雲上御指図之上山かき原川つら堤井築立水貯置候ニ付旱每ニわき通苗代田五水入候故稻種子節後り不仕永々所中之為相成候

〔太史昌興・六世〕

乾隆五庚申年・尚敬二十八・元文五・一七四〇

○惣御地頭西平親方様御奉公被仰付候

〔元祖・六世〕

○聞得大君嘉那志様御六拾壹御生御年之御立願仕候御仏納為宰領致上国頼尾能差上翌年二月帰嶋

〔太史昌儀・六世〕

乾隆八癸亥年・尚敬三十一・寛保三・一七四三

○大御支配御人数御渡海被成等之由被仰付候ニ付当嶋世振悪敷有之為御延同十一月致上国翌年正月帰嶋

〔美濟・七世〕

乾隆九甲子年・尚敬三十二・延享一・一七四四

○当嶋大御支配之時百姓疲入候上去年風旱之災殃有之諸作毛致不熟飯料統兼候御支配御方御用支度可罷成哉と驚入御延等為申上事候得共不相達御支配被仰付候処、御物奉行安里親方様御渡海被成百姓万端働方之手段請込被仰付候ニ付、御支配御方御用兼晝夜白出精を致下知百姓飯料無不足相調且具志川仲村栗式ヶ村之儀別而疲増及難儀候処、不断彼式ヶ村差越無油断加下知候ニ付是度飯料綬と相統御支配御方御用筋無滞相弁候

〔美濟・七世〕

○二月廿五日御支配奉行奥平親方恩河親雲上御物奉行安里親方御筆者□竿入御人数御五□帳しらべ主

〔人カ〕

取御耆人帳方主取御二人同筆者八人奉行筆者六人御渡海久米両間切御竿入御仕□丑年三月廿八日兼城泊御帆船□馬艦船御四艘立ニ而候

〔比嘉・家内〕

○正月渡唐船為飛脚使四棚船より致上国首尾能御届申上同二月帰嶋

〔和州・六世〕

乾隆十乙丑年・尚敬三十三・延享二・一七四五

○東坂山之茶園奉訟永と御預ヶ被仰付候

〔美濟・六世〕

○本島始以綿子而納賦税、原是雖以粟黍而為賦税、然而土地甚狭且依涉遠海百姓疲苦因此奉奏 朝廷以綿子換粟黍而納賦税、至今為百姓便

〔公孫・六世〕

○頭数御改ニ付御手札宰領為筆者美濟氏大掟大田仁屋智□互相隨翌年二月致上国首尾能相勳同閏三月帰嶋

〔太史昌興・七世〕

○六月奉 憲令随向氏源河親雲上朝義習学山林之法(略)

〔公孫・七世〕

乾隆十一丙寅年・尚敬三十四・延享三・一七四六

○九月七反帆馬艦船作事ニ付志良方当被仰付同十二月迄四ヶ月相勳首尾能成就仕させ申候事

〔美濟・八世〕

○重立築物役三人共為六人(略)

〔公孫・六世〕

○千儀間浜始造八端帆船、原是在真謝泊以雖造作然而彼処砂石甚多而至卸船或為損壞或費人力常不勝憂苦矣、因此商議在番向氏松村親雲上朝〔公孫〕奉奏上司始在彼地造作至今為村中使〔公孫・六世〕

○創建宇根村掟目差島文字若文字村作事等職、原是島尻宇根兩村曾雖一總然而頭數千余人而諸事難治、因此奉奏 朝廷始建任職如此〔公孫・六世〕

○所掛聖諭之牌屋始築石垣〔略〕〔公孫・六世〕

乾隆十二丁卯年・尚敬三十五・延享四・一七四七

○古貯米乞切候訟之儀、付致上國願之通相濟翌年二月掃嶋〔美濟・七世〕

乾隆十三戊辰年・尚敬三十六・寬延一・一七四八

○江戸立、付御用細綿子大分調方被仰付折節世間向惡敷候上日數押詰右通被仰付別而念違、奉存候処、役々段々申合折角致下知候故御入高より相増細三百拾四反綿子七百三拾三把晝夜之働、以相調御日限之通首尾能致上納候〔美濟・七世〕

○飢饉、付而間切中及飢候者共有之、為補米所持之米百拾三石余指出其內四石余見次百九石者無利、借相渡救置候〔美濟・七世〕

○右通飢饉之場節、付而先樣統方之計得を以百姓中表可作重旨致下知、分量等相考申渡候処、百姓之

内種子不足又者種子一ゑん無之者罷罷居候、付、所持之表式石五斗余種子用見次仕置候〔美濟・七世〕

○献上江府之御用布綿子雖然甚多各無遲滯因弁公務自御物奉行蒙称嘉之靈牌〔公孫・六世〕

○七月賞賜白木綿布三端、原是八重山島頭官良親雲上之船裝載貢物上國之時風因不順在真謝泊候風時候因其船失火而燒急引人民卸不貢物併私物稍消其火而救人命〔略〕〔公孫・六世〕

○十月二十八日地頭代一員夫地頭二員為定役、原是久米島綿子雖係緊要至于近年桑樹枝槁稍求諸島而因弁公用在番向氏金城里之子親雲上朝〔公孫〕向氏真玉橋里之子親雲上朝〔公孫〕兩人商議桑樹不熟是各任職因年朝代亦百姓不信其令因此在番兩人將其事奏〔略〕〔公孫・六世〕

乾隆十四己巳年・尚敬三十七・寬延二・一七四九

○其以前より漸々綿子致不出来御差引被仰付為御晴目同年八月上國首尾能相濟同十一月掃嶋〔美濟・七世〕

○有福建漳州府竜溪縣商船一隻在洋中逢着颶風於長干礁投碇風波甚大衝礁打破、此時令人民急出小舟救于人命併搬貨物〔略〕〔公孫・六世〕

○先祖以來間切中之為仕置候為御褒美座敷御位皆越懸床吉被下候〔美濟・七世〕

乾隆十五年<sup>甲午</sup>年・尚敬三十八・寛延三・一七五〇

○御在番佐久本親雲上得御差函奉訟具志川村致敷替候

〔美濟・七世〕

乾隆十六年<sup>癸未</sup>年・尚敬三十九・宝曆一・一七五一

○御即位御祝儀ニ付而致上国首尾能相勤翌年正月帰嶋

〔美濟・七世〕

乾隆十七年<sup>甲申</sup>年・尚穆一・宝曆二・一七五二

○江戸立御用袖綿子調方被仰付首尾能相調させ御日限之通上納仕候

〔美濟・七世〕

○式拾六之歳二月西平殿内庫理役相勤候面々不締有之御物取散シ置候間掟目差之内方人躰見合御雇ニ而早便方差登候様被仰下候付(略)

〔美濟・七世〕

○渡唐船走通候為飛脚使致上国首尾能御届申上帰嶋

〔太史昌儀・七世〕

乾隆十八年<sup>癸酉</sup>年・尚穆二・宝曆三・一七五三

○八月因 尚穆王元服為慶賀之事上国、公務全竣帰島

〔公孫・六世〕

○十二月為本島在番一人、從來雖為一人然至中間遂為二人、因此在番兩人各出号令特於百姓不便、於是兩間切定役相議以其緣由奏 朝廷、朝廷允于其請即為一人

〔公孫・六世〕

○上様御元服為御祝儀致上国首尾能相勤同九月帰嶋

〔叔仲・<sup>八世</sup>□□〕

○十二月頭敷御改ニ付御手札宰領為筆者和州氏大掟仲村渠仁屋景著江相隨致上国首尾能相勤翌年三月帰嶋

〔太史昌儀・七世〕〔和州・六世〕

乾隆十九年<sup>甲戌</sup>年・尚穆三・宝曆四・一七五四

○始奏 朝廷掟目指有功勲者叙筑登之座敷(略)

〔公孫・六世〕

○始植桐木種、原是本島因無此木点船之餅多費佃錢百姓疲苦、因此奏 朝廷求來桐種抑地宜始栽其種自此為島中便

〔公孫・六世〕

○五月奏 朝廷以綿子一把為代米二斗五升、原是雖為代米二斗五升然至于中間以為二斗因百姓疲苦、奏 朝廷又為二斗五升

〔公孫・六世〕

○六月帰唐船為警固五端帆船より致上国首尾能御届申上帰嶋

〔太史昌興・七世〕

○夫地頭職袖山当掛而蔵元并諸村諸帳為勘定主取

〔太史昌興・七世〕

○十一月上様御婚礼御祝儀并歳暮御捧物為宰領致上国首尾能相勤翌年二月帰嶋

〔叔仲・<sup>八世</sup>□□〕

乾隆二十乙亥年・尚穆四・宝曆五・一七五五

○六月九日掛床格護之為瓦葺一軒御免被仰付候

〔美濟・七世〕



○六月六端帆船方上納米為宰領致上国首尾能相仕舞同七月十日那霸川出帆同日慶良間嶋潮掛翌十一日当嶋比嘉之浦乘参候砌風せき上り子丑之方相成津内難乗入、繩碇入置候処早速加勢舟として美济氏嘉手刈旋親里仁屋智里船頭三人作事式水主三人乗移候。付相合段と相働候得共、夜入元方大風吹起繩摺切無是非被吹放風儘南之方流行(略)同(八月)十九日日数三拾八日振帰嶋、漸三拾人余之身命相被申候

〔太史昌儀・七世〕

乾隆二十一年丙午年・尚穆五・宝曆六・一七五六

○六月御冠船於当嶋。破損之時諸失墜物并勅使様御滞在中諸人目御屈方又者御冠船御方諸事為御用拜同八月致上国首尾能相働翌年五月帰嶋

〔美济・七世〕〔公孫・六世〕

○七月七日兩勅使様御乘船其謝泊方被遊御出船候付為警固致上国首尾能相働同八月帰嶋

〔叔仲・□□〕  
(八世方)

乾隆二十二年丁未年・尚穆六・宝曆七・一七五七

○三拾壹之歳四月十二日、去年六月廿四日夜兩勅使様御乘船仲里間切真謝泊之外立御潮掛無間長大風吹越水船。相成候時、兩間切役と打込下知方段と相働候上御滞船中諸御用筋無間違弁上候為御褒美筑登之座數頂戴仕候事

〔美济・八世〕〔太史昌興・七世〕

○此歳兩間切奉公人系図法御達

〔比嘉・家内〕

乾隆二十三年戊申年・尚穆七・宝曆八・一七五八

○其以前同式年丁巳年以来当間切漸と桑絶。成蚕子飼養統兼御用綿子每年致不足段と及御掛引。為申事候(略)去年未年より、年と綿子出来増御用物御調文之表相調余計有之、其以来年二十三把完壳上其外年と少と完余計相貯置候綿子最早四百把之高。成、代米百石之余計有之嶋中太粧成為罷成候

〔美济・七世〕

○十二月御地頭今婦仁御殿御奉公被仰付候

〔美济・七世〕〔元祖・七世〕

○八月観音堂創造瓦蓋(略)

〔公孫・六世〕

○九月君南風家創造瓦蓋、従米因岳中樹木蔭下作茅蓋或朽或虫至二三年既致損壞多費人力、因此兩間切役自仲里間切我父黎賢公孫氏宇根親雲上黎時我三人自具志川間切美济氏上江洲親雲上、叔仲氏嘉手刈親雲上、美济氏山里親雲上三人共是六人商議求得良木依造瓦蓋為後世島中使

〔公孫・六世〕

乾隆二十四己卯年・尚穆八・宝曆九・一七五九

○其以前同式拾壹丙子年より在番知念里子親雲上得御差図筆算稽古之者共宅所。相集締方稠敷申付、毎月朔日十五日揚字等無油断仕させ候。付其詮相見得嶋中之為罷成候

〔美济・七世〕

乾隆二十五庚辰年・尚穆九・宝曆十・一七六〇

○八月罷登次已五月□□御殿相詰候処、座間味親雲上疏御蔵役被仰出□私御雇供被仰付、同六月  
彼殿内互相詰中、四月檣船を御乗合那覇川御出船被成候処、無風逢運天泊御潮懸同七月十三日御出  
船、洋中大風逢檣橋伐捨八月十四日迄日数三拾壹日之海上及難船、十死一生之働而漸致助命、土  
佐国に漂着に付於彼御地船修補仕、同十月同所御出船、同廿七日鹿兒嶋に廻船仕候、座間味御方三ヶ年  
御詰中御奉公無懈怠相勤申十二月罷下り次西三月迄閏月相籠四拾八ヶ月相勤同四月帰嶋仕候事

〔元祖・口上〕

○御在番仮屋敷普請に付主取被仰付、正月より六月迄致首尾候来

〔比嘉・五代〕

○四月朔日夜半大地震有之、仲里御蔵元振□石垣崩泉日振沈大破、引次早いたし□□仕に而年貢致未  
進候事

〔比嘉・家内〕

乾隆二十六辛巳年・尚穆十・宝曆十一・一七六一

○略御在番衆御差図場見合、乾隆二六年辛巳の次年迄桑苗七万七千五百六拾壹本(略)凡桑苗拾四  
万六百四拾六年年数十ヶ年仕立(略)凡宗呂苗貳万拾七本年年数六ヶ年仕立させ申候(略)凡黒次苗拾  
三万五千九百九拾八本年年数六ヶ年仕立(略)よな椿苗三万八千三百七拾八本場所見合仕立(略)あたん三

万式千四百式拾四本、とくなき種子五千七百拾九穴、てから種子九千九百九拾三穴、柴小木三百五拾  
本年数四ヶ年百姓手明見合場所と仕立(略)正頭壹人付備後為敷壹坪五分宝為敷壹坪究之例を以相  
仕立させ(略)蘇鉄拾七万六千式百五拾本仕立させ(略)

〔美濟・八世〕

乾隆二十八癸未年・尚穆十二・宝曆十三・一七六三

○具志川仲村栗仲地山里上江洲西銘大田兼城八ヶ村御検地田方之内、原と拾三ヶ所天水田に而僅之早に  
用水不相統稻致不作百姓及難儀候処、西銘しめ川原に堤井場所見立役と相談之上御在番新城親雲上得  
御差図、乾隆貳拾八癸未年奉訟相濟候付、百姓引進次申年農事手明見合睦長式拾五間横八間高四間築  
立且亦同所三拾八間下表に睦長九間横半高五尺之堤井築立させ其堤口より西銘あら溝迄水道式  
百六拾間捌通候故三ヶ所之原と五合廻に四百石かや程之田地用水相達(略)

〔美濟・八世〕

○式拾八年未十月の翌々西六月迄蔵許石垣普請直に付主取被仰付致首尾候事

〔比嘉・五代〕

乾隆三十七乙酉年・尚穆十四・明和二・一七六五

○七月より蔵元本向に而普請直并台所新作に付主取被仰付翌戊四月迄拾ヶ月に致首尾候事

〔比嘉・五代〕

乾隆三十四己丑年・尚穆十八・明和六・一七六九

○御檢使御渡海原と井杣山御見分之時御用筋無間違相弁申候事

〔美濟・八世〕

○嶋尻井致普請候為御褒美勢頭座數頂戴仕候

〔比嘉・五代〕

○此年久米両先嶋御調部ニ付、御檢使□□親方高宮城親雲上屋嘉部親雲上御渡海此年と兩間切定役□□年季交代ニ成ル

〔比嘉・家内〕

○十二月七日嘉手刈村地方之内原と八ヶ所田方都而天水田ニ而僅之旱ニ茂水不相統稻致不作候段氣を附堤井築立候様申出、去ル申年同村うしたい、原江畦長式拾七間横五間半高式間卷尺築立、夫方右方江百四間水道捌通候故五拾石程之田方水相保且又具志川仲地山里上江洲大田兼城六ヶ村地方之内原と拾式ヶ所田方都而天水田ニ而右同断及難儀殊ニ西銘上江洲式ヶ村吞水及不自由有之候処、同年西銘村しめ川原江畦長七拾式間横八間と卷間半迄高四間と五尺迄築立夫方右之田方江式百六拾間□□捌通候故四百石程之田方水相保永と所中之為ニ罷成□□同年御在番新城親雲上井跡御在番長堂親雲上と御首尾方被仰上候処、築立四五ヶ年相経保候、可申上旨被仰付置候処、御檢使御渡海之時御見分を以御首尾被仰上候付、為御褒美座數御頂戴仕候事

〔美濟・八世〕

乾隆三十五庚寅年・尚穆十九・明和七・一七七〇

○阿嘉村田地用水輕有之、宇座山堤井為築立に付主取被仰付七月と八月迄、致首尾候事

〔比嘉・五代〕

乾隆三十六辛卯年・尚穆二十・明和八・一七七一

○当間切之儀中城御殿御持相成候付、御祝儀兼務ニ而御用布立七反帆馬艦船幸領ニ而六月七日致上國〔略〕

〔美濟・八世〕〔元祖・口上〕

○八月阿嘉村赤田原川直ク流行いふ土海江流落候付、御在番佐渡山親雲上御□□ニ依而惣耕作当之時赤田浜江川筋捌直シ候事

〔比嘉・五代〕

○毎年御用之紬綿子并中城王子様御上國御用之紬綿子太分調方被仰付、嘉手刈村江御賦り高かすり嶋白紬百六拾四匁現綿子御用七拾把余調方被仰付候付〔略〕

〔元祖・口上〕

○此年三月十日宮古嶋大地震有之無間も四海□□上り拾四ヶ村人家引流男女式千式百三拾余人其内奉公人拾四人流□□任、同日八重山嶋藏元并人家諸役人を始百姓□□九千人余流失ニ逢候事

〔比嘉・家内〕

乾隆三十七壬辰年・尚穆二十一・安永一・一七七二

○二月と間切中疫癘相時行病人多候付而、百姓中諸事働方差支、殊ニ四五月以來早勝ニ而芋かつら植付方別而差□□候付役と相談之上百姓等熱談を以島椿并芋かつら植付方之□□卷ヶ村完模合働申渡村耕作当引

したけ不断立合出精致下知方病人共島方<sup>長</sup>無残所植付させ置候付、同十月比方右病氣相時行候処、  
 芋手広作立置候故飯料無不足繰与相統申候事

〔美濟・八世〕

○真謝宇根謝名堂比嘉四ヶ村島方長と相成親疎有之、百姓及迷惑候付、私を始山城親雲上兩人下知被  
 仰付、去年四月方当四月迄配分直仕候事

〔比嘉・五代〕

乾隆三十八年<sup>癸巳</sup>・尚穆二十二・安永二・一七七三

○二月疫癘相時行仲里五百人余具志川四百人余相欠、中城王子様御上国御用調得兼候訳申上候処、帳  
 当御筆者久手堅之親雲上山里親雲上御渡海新古御在番御出合御下知方を以□紬綿子御用相調候事

〔比嘉・家内〕

乾隆四十二年<sup>乙未</sup>・尚穆二十四・安永四・一七七五

○諸御用物積入六反帆船幸領并切支丹帳幸領兼務被仰付同十一月上国仕同十二月迄諸御用物上納方相  
 仕廻候処、切支丹帳御勘定急と御遂不申、次申六月迄八ヶ月滞在<sup>二</sup>而首尾能相濟帰帆仕候事

〔元祖・口上〕

乾隆四十三年<sup>戊戌</sup>・尚穆二十七・安永七・一七七八

○当間切近年蚕子致不出来御用紬綿子御注文高調兼年と及御断候付、御物奉行御筆者長堂親雲上御渡  
 海、段々下知方被仰渡候処、所中之蚕子種子相絶先と御用高飼立之手段無之付、粟国渡名喜慶良間嶋  
<sup>五</sup>龍渡蚕子種并綿子買求度旨御在番永村親雲上御差圖之上長堂親雲上及御相談、私宰領被仰付四棚船  
 老艘漕船を以同年三月十九日出帆右三嶋龍渡折角相働蚕子種子八拾四枚こりまん老石五斗綿子ノ拾五  
 把買求同四月三日帰嶋仕(略)

〔元祖・口上〕

○当嶋瘡瘡申請<sup>二</sup>付為療治医者衆御雇之訟書被差上候付両間切飛船使被仰付式棚船<sup>二</sup>漕船<sup>二</sup>同七月上  
 国(略)

〔元祖・口上〕

○当間切之儀比年百姓等農業油断ケ間敷有之諸上納物調兼、年延訟を以乍漸相納米候処、去ル丑年諸  
 作毛悉致不熟候上上納積船洋中及難儀積荷打捨候故未進相立其以來猶以疲行飯料を<sup>長</sup>統兼蘇鉄相用得  
 至極及困窮候処、松田親雲上御在番之節、右様躰御見及御檢使御方<sup>を</sup>被定置候御規模之通段と被仰付  
 候処、御下知を<sup>五</sup>百姓共引進作職相働(略)未進上納并貯米所遣米寄替米凡千六拾石余日用錢三万貳千  
 貫文余未進為有之事候処、作毛之出束紬綿子代<sup>二</sup>而致首尾方且又堤井調方下知懸<sup>二</sup>相働候(略)

〔美濟・八世〕

乾隆四十六年<sup>辛丑</sup>・尚穆三十・天明一・一七八一

○五月無類之大風吹起、諸作毛悉吹損種子用取失所中儲与差迫候付、稻粟黍豆木綿花種子用并飢米拜

借訟且又年貢米一畝ん不相調得段為御断、兩間切大きはくり役差登せ不申候而不叶段吟味を以兩間切書付一紙ニ相調、仲里間切大捷比嘉筑登之、当間切を私飛船被仰付同十月渡名喜船の上国(略)

〔元祖・口上〕

乾隆四十七年<sup>壬寅</sup>・尚穆三十一・天明二・一七八二

○風難引次<sup>ニ</sup>而正月<sup>ノ</sup>所中飯料及極廻農業之働方手<sup>ニ</sup>及不申、嘉手刈村之儀者猶以疲増及難儀候次第

〔元祖・口上〕

○去年五月以來度々逢大風百姓等及飢饉宇江城比屋定式々村百姓所持之蘇鉄公田取寄当年六月迄十三ヶ月八ヶ村百姓□に被下候兩間切掟式人使者差登米種子年貢米銀長々御訟を以惣御達被下諸作物手使仕七月以來世振引直助命仕候事

〔比嘉・家内〕

乾隆四十九年<sup>甲辰</sup>・尚穆三十三・天明四・一七八四

○三月間切中□病并血痢病相時行役者中又<sup>ニ</sup>農事仕手之者共余多□哉諸御用物調兼(略)

〔元祖・口上〕

○同年時行病引次飢饉差当所中至極及難儀老若男女疲入候者共余多罷在(略)

〔元祖・口上〕

乾隆五十二年<sup>乙巳</sup>・尚穆三十四・天明五・一七八五

○六月迄世振引直り不申諸事働方相懈り候付<sup>而</sup>者折角下知方相助不申者不叶段御在番兼城里子親雲上<sup>ノ</sup>分ヶ而被仰渡(略)

〔元祖・口上〕

○御当國中諸嶋迄大飢饉、人多ク御絶候付、御使者取納奉行諸見里筑親雲上五月御渡海諸奉公人御□百姓等迄召寄米錢御持之方へ御借上候様被付渡御事候(略)

〔比嘉・家内〕

乾隆五十一年<sup>丙午</sup>・尚穆三十五・天明六・一七八六

○御手札御改被仰付候旨兼御手形到来仕候処(略)御在番兼城里子親雲上御印紙を以被仰付同七月<sup>ノ</sup>九月迄三ヶ月頭数改帳調方并御改之手組諸事無手支相仕舞同十月頭数御改方首尾能相濟候事

〔元祖・口上〕

乾隆五十二年<sup>丁未</sup>・尚穆三十六・天明七・一七八七

○(略)聞得大君加那志様御新下り<sup>ニ</sup>付諸嶋諸間切一同<sup>ニ</sup>御祝儀可申上旨被仰付同十月迄滞在<sup>ニ</sup>而御祝儀相濟帛帆仕候事

〔元祖・口上〕

○表御方<sup>ノ</sup>越前綿子被御差下、為御試用白紬式反嶋紬拾反調方被仰付候付、兩間切分ヶ取当間切当分白紬壹反嶋紬四反調方<sup>ニ</sup>付(略)

〔元祖・口上〕

乾隆五十三戊申年・尚穆三十七・天明八・一七八八

○頭取ノ有之、疫癘ニ人居相減仲里千貳百八拾六人具志川内貳千七百五拾六人相成候段御届申上遣候

〔比嘉・家内〕

乾隆五十四己酉年・尚穆三十八・寛政一・一七八九

○七月御在番破名城親雲上御檢者佐渡山里子親雲上御兩人御印紙を以船当方構兼務ニ而嘉手刈村後立御用紬調方遅立候付、下知役被仰付、同八月迄貳ヶ月相勤御用紬首尾能相調候事

〔元祖・口上〕

○長早有之田方大分わり捨以來凶歲打統候故明開方手ニ及不申年々上納未進及增長候付、表御方ノ度ニ御書付を以当年貢井未進上納物現米ニ而皆同仕候様稱敷被仰渡候付御在番翁長里子親雲上御檢者名城筑親雲上蔵元御出勤地頭代大さはくり以下役々又者村々耕作当人共相揃右防方ノ手筋段々吟味被仰付候付(略)

〔元祖・口上〕

乾隆五十七壬子年・尚穆四十一・寛政四・一七九二

○二月当間切西銘上江洲大田兼城嘉手刈五ヶ村百姓持御檢地稻田原々申所正米百石余(百貳拾四石九斗四升五合)田方坪ニノ四万八百九拾六坪浮溝不最寄ニ而兩年ニ者漸所々明開稲植付候得共、僅之旱差当候

得者枯損候上手隙を差相費及迷惑候段見付、御在番稱覇里子親雲上御檢者佐渡山里子親雲上御兩人御見分之上失凡三拾人差出浮溝も長七拾五間余小溝捌通候付、右近所之荒田迄不殘明開今に用水最通ニ而為方相成候事

〔元祖・口上〕

〔元祖・口上〕

乾隆五十九甲寅年・尚穆四十三・寛政六・一七九四

○(略)上様被遊 蕪御候付、君南風名代御悔兼務被仰付同五月上国仕同八月迄四ヶ月滞在ニ而御悔申上御用紬上納方首尾能相濟帰帆仕候事

〔元祖・口上〕

嘉慶四己未年・尚温五・寛政十一・一七九九

○米年御冠船之筈ニ而当嶋御潮掛及可有御座候間蔵元普請可仕旨御書付を以被仰付候処、蔵元之儀古ニ相成取除置候ニ付所中引進飯料作立させ同七月も普請取付、潤へ每夫手間差免辛かつら植付させ諸作毛無手支折角下知方を以同十二月迄首尾能普請成就仕候事

〔元祖・口上〕

嘉慶五庚申年・尚温六・寛政十二・一八〇〇

○(略)義村王子様当間切被遊 御加増候御祝儀又者御用紬綿子宰領兼務被仰付同二月上国仕同四月迄

三ヶ月滞在<sub>ニ</sub>而右祝儀申上御捧物御用細綿子上納方首尾能掃帆仕候事  
〔元祖・口上〕

○御冠船冊封御規式被為□御祝儀ニ付而同七月勢頭座敷御位頂戴被仰付冥加難有奉存相勳候事

〔元祖・口上〕

○兩勅使様那覇御滞留中諸御用物無御支上納方仕候付、同十二月御冠位御祝儀之御時為御褒美座敷御位頂戴被仰付冥加難有奉存相勳申候事

〔元祖・口上〕

○十二月御冠船諸御用物取ノ構相勳候(略)

〔美濟・九世〕

嘉慶六<sub>辛巳</sub>年・尚温七・享和一・一八〇一

○御手札御改被仰付候旨兼而御手形到來仕候付、改数改帳調方并御改之手組諸事無手支相仕舞同九月改数御改方首尾能相濟候事

〔元祖・口上〕

嘉慶十三<sub>戊辰</sub>年・尚瀨五・文化五・一八〇八

○御冠船諸御用物差ノ構相勳候(略)

〔美濟・九世〕

嘉慶十九<sub>甲戌</sub>年・尚瀨十一・文化十一・一八一四

○五月<sub>乙酉</sub>西平殿内御供御奉公被仰付七拾ヶ月余相勳申候事

〔美濟・十世〕

嘉慶二十一<sub>丙午</sub>年・尚瀨十三・文化十三・一八一六

○世振之御届并飢押借米訴又者御歳暮御捧物宰領旅忝度<sub>ニ</sub>而三ヶ月相勳申候

〔美濟・九世〕

○上様御生年ニ付御花米宰領并飢饉ニ付、貯米乞下ケ訟として旅忝度<sub>ニ</sub>而四ヶ月相勳申候

〔美濟・九世〕

道光一<sub>辛巳</sub>年・尚瀨十八・文政四・一八二一

○西平殿内庫理役之時構帳内首尾方宜由<sub>ニ</sub>而御書付を以御褒美被仰付候事

〔美濟・十世〕

道光五<sub>乙酉</sub>年・尚瀨二十二・文政八・一八二五

○御用布当兼務<sub>ニ</sub>而大掟足被仰付相勳居候中、西平殿内御作得米調得不足ニ付、於那覇借分之働として翌戊二月致上国同三月迄式ヶ月滞在<sub>ニ</sub>而致借分首尾能納上掃帆仕候事

〔美濟・十世〕

道光六<sub>丙戌</sub>年・尚瀨二十三・文政九・一八二六

○君南風殿内普請ニ付両間切相合下知方構式ヶ月相勳首尾能成就仕させ申候事

〔美濟・十世〕

道光七丁亥年・尚灝二十四・文政十・一八二七

○貢米調不足ニ付御延為訴同年十一月致上国首尾能相済同十二月帰帆之支度仕居候中、惣御地頭西平親方様当嶋五御檢使被仰出候付、御用係として猶又滞在被仰付、諸御用首尾能相弁同三月帰嶋仕申候事  
〔美濟・十世〕

道光八戊子年・尚育一・文政十一・一八二八

○九月御即位就御祝儀、勢頭座敷御位頂戴仕候事  
〔美濟・九世〕

○八月御檢使御用係被仰付、卯年迄四ヶ年相勤申候  
〔美濟・九世〕

道光十庚寅年・尚育三・天保一・一八三〇

○御檢使御方依仰正月八日迄八月迄八ヶ月本職兼務ニ而西銘上江洲式ヶ村農事下知方相勤申候事  
〔美濟・十世〕

道光十三癸巳年・尚育六・天保四・一八八三

○間切疲入候付惣御地頭御方惣下知被仰付候事  
〔美濟・九世〕

道光十八戊戌年・尚育十一・天保九・一八三八

○十二月御冠船諸御用物首尾能相弁候為御褒美勢頭座敷御位頂戴仕申候事  
〔美濟・十世〕

道光十九己亥年・尚育十二・天保十・一八三九

○八月所中疲入候付、惣御地頭御方惣下知人被仰付候事  
〔美濟・十世〕

○七月大原之儀大久保と申所立往古の水たまり有之、牛馬用水此所ニ而相違為申事候処、近辺島方漸々泥土流入浅相成就中道光巳年旱之時より乾候以來水相たまり不申、牛馬飼立方差支候儀者勿論鋤牛里辺往反ニ而水呑シ候儀難成都而之上島捨荒候付、御在番御案内之上何れ茂相談を以西長さこ原井すと原赤とう原かなへ原四ヶ所立人夫式百九拾人余村と差出小堀掘調させ候付、以來牛馬用水無支相違候上島方都而明開候付永々所中為筋相成申候事  
〔美濟・十世〕

道光二十四甲辰年・尚育十七・弘化一・一八四四

○略御在番御案内を以暨石荒島口をそめき原之外迄仲村渠を下り兼城村迄八ヶ村五村次の通間分ヶを以致村分ヶ其内面分ヶニ而奉公人百姓惣出ニ而蘇鉄苗六万八千六拾八本植付させ申候事  
〔美濟・十世〕

○二月致飢饉子丑寅卯四ヶ年貯米百貳拾石起差出御救方被仰付候得共不取統、西平殿内御□□米田之



内をも差出致救方置候中、御作得米之儀春便<sup>ら</sup>積登候様訳<sup>り</sup>御催促之趣有之、無為方漕<sup>へ</sup>相成候間、自物之米四石五斗起無利<sup>ニ</sup>借相達度手本之役<sup>と</sup>御相談之趣有之、手前<sup>ニ</sup>摺調借差上申候、尤御弁返之儀同年八月請取申候事

〔美濟・十世〕

道光二十六年<sup>丙午</sup>・尚育十九・弘化三・一八四六

○致<sup>ら</sup>餓飢親類共及難儀候付、自物之米貳石五斗起自分<sup>ニ</sup>摺調無利<sup>ニ</sup>借相渡返弁之儀同年八月請取申候

〔美濟・十世〕

道光二十八年<sup>戊申</sup>・尚泰一・嘉永一・一八四八

○当間切之儀年来疲入、年貢諸御用物漕<sup>へ</sup>上納方不相叶、年増疲方之方<sup>に</sup>成行候付、立直候手筋表御方<sup>に</sup>惣御地頭御方<sup>に</sup>江御見付書仰渡被<sup>為</sup>有御座候由<sup>に</sup>略

〔美濟・十世〕

道光三十一年<sup>庚戌</sup>・尚泰三・嘉永三・一八五〇

○致<sup>ら</sup>餓飢借米等被成下、御救方被仰付候得共不取統候<sup>に</sup>付、自物之米八石七斗五升間切中<sup>に</sup>借相渡、頭老人<sup>ニ</sup>五合起完配当任申候、尤返弁之儀<sup>者</sup>翌<sup>と</sup>子八月請取申候

〔美濟・十世〕

○同年大原山野之儀蘇鉄植付相応之所<sup>に</sup>候処、從捨置候付<sup>何れも</sup>熟談之上幸高所御役人嵩原里子親

雲上御渡海<sup>に</sup>付、奉訴各帳内之山野無構最寄次第地替又<sup>者</sup>讓請取渡を以蘇鉄植付させ申候事

〔美濟・十世〕

咸豊二年<sup>壬子</sup>・尚泰五・嘉永五・一八五二

○当間切之儀年来疲入年貢諸御用物漕<sup>へ</sup>上納方不相叶、表御方<sup>に</sup>御用<sup>に</sup>付同六月致上国十月迄五ヶ月滞<sup>在</sup>而夫<sup>と</sup>存込之程御晴目中上、疲労立直候迄之間一往年貢諸御用物御高御減少被仰付被下度頼申上届帆仕候事

〔美濟・十世〕

咸豊三年<sup>癸丑</sup>・尚泰六・嘉永六・一八五三

○三月年内<sup>に</sup>致<sup>ら</sup>餓飢借米等成下御救方被仰付御事候得共不取統及難儀候方<sup>に</sup>張存候付、自物之米九石三斗式升起無利<sup>ニ</sup>村<sup>と</sup>江借相渡救方仕置申候(略)

〔美濟・十世〕

咸豊七年<sup>巳年</sup>・尚泰十・安政四・一八五七

○六月<sup>に</sup>内十月<sup>に</sup>当四月迄致早稲苗植付方不相成就、西鉢上江洲式<sup>に</sup>村<sup>に</sup>水田勝故猶以差支僅完植付置候等<sup>に</sup>致<sup>ら</sup>枯損種子用忘却之鉢相成、且飯料次口之儀<sup>に</sup>植付之芋未聞之虫入<sup>に</sup>而<sup>に</sup>宮方不罷成、貯米乞下<sup>等</sup>を以御救方被仰付事候得共不取統必至と及当惑候付、所持之米拾貳石余無利<sup>ニ</sup>借相渡救方仕

置申候、右<sub>二</sub>付御在番外間親雲上御使者取納座松山里子親雲上同高所松川里子親雲上右表御方江御届  
被仰上置候事

〔美濟・十世〕

(一九八三・二・二〇)